

(第一類 第一號)

第九十四回国会 内閣 員会 議録 第七号

(一四二)

昭和五十六年四月十六日(木曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 江藤 隆美君

理事 愛野興一郎君
理事 染谷 誠君
理事 岩垂寿喜男君
理事 神田 厚君

理事 稲村佐近四郎君
理事 上田 卓三君

理事 有馬 元治君
小渡 三郎君
柏谷 茂君
木野 晴夫君
田名部匡省君
宮崎 茂一君
角屋堅次郎君
渡部 行雄君
小沢 貞孝君
中路 雅弘君

上草 義輝君
狩野 明男君
龜井 善之君
倉成 正君
竹中 修一君
上原 康助君
矢山 有作君
市川 雄一君
柳 利夫君
檜崎弥之助君

高橋 公男君
高橋 公男君

○江藤委員長 これより会議を開きます。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

本日の会議に付した案件

は本委員会に付託された。

二九八八号)

同(吉田之久君紹介)(第三一九九号)

外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願(大原

一三君紹介)(第二九八七号)

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関

として指定に関する請願(有馬元治君紹介)(第

二九八八号)

は本委員会に付託された。

二九八八号)

同(吉田之久君紹介)(第三一九九号)

作衛君

須藤 徹男君

徹男君

静夫君

川嶋 良一君

松本

作衛君

川嶋 良一君

堀内 昭雄君

堀内 昭

容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願ひいたします。

○江藤委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○江藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 いま農林水産大臣から、今回提出されております農林水産省設置法の一部改正の法律案の趣旨の御説明があつたわけです。きょうは余り氣乗りもしないのですが、法案も、質問をする人がいないとどんどん通つても困りますので、いろいろお尋ねする面で足りない面もあるかと思うのですが、若干法案の関係あるいはわが国をめぐる農政の基本的な面等についてお尋ねをさせていただきたいたいと思うのです。

そこで、まず今回の法律改正の問題との関連でござりますけれども、いまも趣旨説明でも少し述べておられましたが、せんだって五十五年十月に農政審議会が答申をいたしました「八〇年代の農政の基本方針」という中でもいろいろ指摘されてゐるわけです。素人ですのでなかなか全般的なことに触れるわけにはまいりませんが、今回の「農業研究センター」の概要—新しい農業を目指して「—」というその趣旨の中でもお触れになつておりますが、「我が國農業は、現在、米をはじめとする農産物需給の不均衡、兼業の深化と耕地利用の粗放化、石油多消費型農業からの転換や環境問題の発生等多くの困難な問題に直面している。」まさにそのとおりだと思うのです。「今後、これらを解決し、我が国の食料自給力の維持向上を図っていくためには、農業生産全体を捉えた総合的な視点に立つて、生産性の高い農業の展開を可能とする技術開発を促進していくことが、強く要請されている。」—という基本構想に立つて、るようありますが、わが国をめぐる八〇年代の

農政あるいは農業、農業技術の開発というようなことはどこに力点を置いておられるのか、そういうふた基本姿勢といいますか基本的なお考えといいますか、その面をもう少しお聞かせていただきたいと思います。

○鶴岡国務大臣

「八〇年代の農政の基本方向」という答申をいただいたわけですが、これ

の基本的な考え方としておられますところは、まず日本型食生活の形成とこれを定着していくこうとうことを基礎にしようということでござります。

二千五百キロカロリーを中心としたまして、たん白質、炭水化物、それから脂肪といったような摂取の割合が日本型食生活において非常に適切である、うまくいっているというのが厚生省の医療審議会からの答申にも出ておるわけでございまして、これが日本のいわゆる平均寿命の延長等にも大きな貢献をしておる、こういうことで、先進国においても、この日本型食生活というものを非常に高く評価をして、これらを取り入れる検討を始めておるということも言われておるところでございます。

これを基本にいたしまして、食糧の安全保障の問題をどうすべきであるかといったような問題、さらには需要の動向に応じた、いま米が余つておるわけですから、「この米を余らないようにする」ということをを目指しての農業生産の再編成と、どうしてもやはり生産性の向上を図つていかなければならぬ、こういう問題、さらには需給調整機能を重視した農産物価格政策というものを今後考慮していかなければならぬといったような問題、さらには中核農家を育成して、地域ぐるみで農村の地域社会というの中でも、いま申し上げたような経営規模の拡大というなどを円滑に図つてまいれるような農村の地域社会づくりを

て、今後の農政をどう進めていったらいいかということを明示したのが、この「八〇年代の農政の基本方向」ということでございます。

これと同時に、「農産物の需要と生産の長期見通し」というものを御答申いただいたわけですが、これが基本といたしまして、これから

農業政策を進めてまいりたい、こう考えておるわ

けでございます。

需要面では、何といっても米というものはわが国では農村地帯で一番よくできるものであります

から、「これを中心にして日本型の食生活を定着させいく、これはもうどこまでも基本である、こ

ういうことでござります。生産面では、国内で生産できるものはできるだけ国内で生産をしていくこ

とで、特に国会で去年の四月に食糧自給力強化の決議をちょうどいたしたわけであります。しかし、小麦でありますとかトウモロコシ、そういうものは、国内でえさ分まで生産することはなかなか困難であります。こう

いうものは、やはり安定的な輸入によるといふこと

とでありますけれども、それでもうどんとかめん類用の小麦は少なくとも国内小麦で賄つていくよ

うにしよう、そういう方向を定め、米、野菜、果

物など国内で生産可能なものは極力国内

生産で賄うこととして、需要の動向に応じた農業生産の再編成を進めていこう。

次に、農用地利用増進法というものを昨年の国

会決議とほとんど同時に制定をしていただきまし

たので、この法律の趣旨に従いまして経営規模の拡大を図つてまいる。

さらに、これから御審議をいたらく農業研究セ

ンターを中心にして、品種改良、栽培技術の改善、これらの問題がこれから非常に重要なになって

いるので、この法律の趣旨に従いまして経営規模の拡大を図つてまいる。

消費者対策の充実といったような問題等を含め

り入れていくような体制も、これからどんどんと積極的に進めていかなければいかぬ。そういうことで、そこで開発された技術を改良普及員の手によつて、優良農地や水資源というものを確保して、農業基盤の整備というものを積極的にしていかなければならない。

同時に、最近農村の地域社会にも農業者以外の方々の定住が増加してまいりまして、心の通つて

いたたような面で欠けるところが出てきかかっておる面もなしとしない。それではいけないという

ことで、心の通つて地域社会としての農村の整備と

いう面にも力を入れてまいろう、こういうことを心にいたしまして、わが国の農業に明るい展望を切り開いていく、こういうことで進めておるところでござります。

○上原委員 いま農政審の答申の内容とかあるいは農水省としてお考えになつておられる今後の農

政に対する基本的なお考えについていろいろ述べておられるわけですが、確かに高度成長から低成長への移行過程で、最近国あるいは地方を含めて農業の見直しといつものが強くといいますか、反

省点を含めてだと思うのですが、出てきていることは確かだと思うのですね。しかし、なぜ、食糧自給率の面にしましてもあるいは農村の荒廃、離農ということにしても、これだけ深化したかといふことを、国の農政の基本として考えてみる必要があるのではないかという気が私はするわけ

です。そういうことについては、後ほどまた御専門の立場からもいろいろあると思うのです。

そこで、いまお述べになつたこと等を含めて、この「八〇年代の農政の基本方向」で盛られた盛りだくさんのいろいろな注文がつけられておりま

す。もちろんこの種の答申とかあるいは政策、計画というものが、そのものどおりに行くとはいきませんけれども、おおよその目標達成といいます

か、実現可能性といいうものはどう見ておられるか、その点についても少しお聞かせをいただきました

いと存ります。

○渡邊(五)政府委員 八〇年代の農政の基本の方針につきましては、ただいま大臣からお話を申し上げましたとおりでござりますが、こうした考え方方に沿いまして、先般農産物の生産、需要に関します長期見通しを立てまして、昨年十一月に閣議決定をいたしまして、わが国の農産物の全体の十年後のガイドポストというものをお示しして、一般の御理解を得るとともに、農政の向かうべき方向を指示示した、このような作業をいたしまして公表したところでございます。

○上原委員 ですから、いまおっしゃった昨年十月の農政審の答申、それに基づいてたしか十一月に閣議決定がなされていますよね。その参考資料としていろいろ出ておりますけれども、これは長期見通しとして、目標は、需要と生産の比較とかいろいろ出ておりますけれども、それは達成可能だというふうにお考えですか。

○渡邊(五)政府委員 私どもこの作業をいたしました際にも、ただいま先ほど来お話し申しましたよう、これから需要の形態を、日本型の食生活の確立、定着、かつ生産につきましては、そうした需要に見合う農業の再編成ということによりまして達成できる、また達成すべきものとして私どもは想定しております。もちろん各般の経済社会の変動等はございますが、こうした方向に向かって私どもは進めていきたい、ぜひそういう方向に進めることによって、わが国の農産物の自給度の向上等を図つてまいりたい、こういうことを念願としておるものでございます。

○上原委員 そこで、自給率を高めていくということは国会決議もなされておりますし、また農水省としても、そういうお考え方で進めておられる、同時に政府全体としてもそういうお立場だと思うのですね。しかし、奇異に思つるのは、長期見通しによると、一例ですが、穀物自給率はたしか五十三年度は三四%ですか、しかし、六十五年度になると三〇%にもつていいわけですね。こればかりかえて減にしかなつていない。なぜそういうことになるのか。穀物自給率の向上こそいま国民

○渡邊(五)政府委員 様お答えいたします。
先ほん來申し上げております長期見通しことき
の期待もあると思うし、同時にまた、後ほど少し
触れますのが、食糧危機ということが八〇年代半ば
以降あるいは九〇年代にかけて、紀元二〇〇〇年
にかけて大変指摘をされているさなかに、こうい
う計画では果たしてどうなのかという疑問を持た
ざるを得ません。その点はどのようにお考えな
のか、どう御説明なさるのか、ひとつお聞かせいた
だきたいと思うのです。

の見通しの立場に立つわけであります。十年を見通しますと、これらの豚、鶏等の中小家畜の需要増は、従来よりも伸び率は低いのでござりますけれども、若干とも伸びていく、そうしますと、その若干とも伸びていくのに見合います輸入の増加はやむを得ないというふうに私ども考えておるわけでございます。したがつて、結果的には三四%が三〇%にはなりますが、こうした問題については恐らく御指摘もあるかと思いますが、たとえば米問題というような問題も御指摘を受けておりますが、こうした問題が現実的に可能性を持つて見通せるという段階でございません。そういう段階としては、私どもは、これらの輸入飼料穀物等については安定的な確保を図つて、国民の生活を安定させるように図るべきだらう、そういう立場に立ちまして自給率を算定いたしたわけでございます。

○上原委員 ちょっとと納得しがたいのですが、そうしますと、情勢の変化とかあるいは国内生産また輸入量の問題等々の関連においては、やはり相当変動といいますか、修正をしなければいけないような感をいまの御答弁は受けるわけですね。そういう面で疑問をはさざるを得ない。

そのほかにもございますが、それはまた後ほどお尋ねするとして、そこで、いまのことと基本的な面と関連をしていくわけですが、私は、これから日本の国民の食生活といいますか、あるいは世界的な食糧危機というものが言われている中では、食糧の安全保障というものをどう確保していくかということが重要な政治課題だと思うのですね。確かにいま日本は、米はある、その他の食物にしましても何不自由はしない、こういう環境に置かれているわけですが、しかし、一たん言われているような国際危機あるいは有事が仮に起きたとする場合には、海洋国である日本の立場としては、食糧の確保ということなくして国民生活の安全といふもの、平和というものが成り立たないと私は思うのですね。そういう観点から食糧の安全保障という面でちょっとお尋ねしてみたいわけです。

御承知のように、昨年夏のアメリカの熱波による食糧減産あるいはソ連の二年続の不作や、中国も最近非常に不作だと言われておりますね。そうしますと、先進国あるいは大国がそういう食糧の不作が出ているということと、日本でも昨年は冷害でいろいろ問題を醸しております。そついた天候不順による世界的な食糧減産という徵候がわが国に及ぼす影響というものは、全く考えられないのかどうか。そういうことに対しても、やはりこれから農政においては少なからず考慮に入れた食糧の備蓄とか在庫の点検といういろいろな面に配慮をしておく必要はないのかどうか。いまはそういう事態でないと言えばそれまでかもしれません、やはり国民としては関心のあるところだと思うのですが、そこいらの点はどうお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○渡邊(五)政府委員 御指摘の点はごもともでございまして、農政審議会におきましても、先般非常に御議論を重ねていただいた点でございました。そうした事態の想定をいたしまして、世界的な穀物の不作というような問題をございましようし、また港湾ストというような非常に短期的なトラブルのような事態もござります。さらにそつした事態が長期化するというような事態も想定しなければならないかと存じます。

私ども短期的な問題といたしましては、やはり輸入の安定化という意味におきまして、外交的な折衝におきます密接な連携をとつて、輸入農産物等につきましては十分な確保をしていくことも必要でございますが、また同時に、こうした短期的な変動に対しましては、備蓄対策をとるべきである。すでに御承知のように、主食たる米の在庫は昨年の十月末で六百六十六万トンもござります。食糧用の小麦の在庫につきましても、外需需要のにつきましても、先ほど申しましたトウモロコシ等でございますが、これらにつきましても、特別の助成をいたしまして、配合飼料の主原料の一力

月分を備蓄機構で備蓄させております。民間におきましても、このほか一ヶ月程度の備蓄をする。大豆につきましても、同じくそした備蓄の組織によりまして食用の大穀需要の約一ヶ月分、そのほか民間保有通常在庫で約〇・七カ月分というようなことで現在備蓄対策をとつておるところでござります。

ただこれらに付いては、さうに抗する
ように五十六年度予算でも要求いたしまして、拡
大いたしますが、こうした短期的な対策とあわせ
まして、将来におきます長期的な課題もございま
す。不作が相当続いたというような事態に対ししま
しては、食生活自体が日本型の食生活のような、
タイプとして余り輸入に頼らない食生活がやはり
必要で、歐米型と違つた日本型の食生活が基本的
には必要だろうと存じますが、同時に、そうした
事態に備えての担い手の育成を中心にして農
地なり水資源の確保等の総合的な対策が必要だろ
う。審議会の過程におきましても、輸入農産物が
半減あるいは三分の一減になつたときの所要力口
リ一なり、それに伴います生産の展開なりについ
ていろいろな検討をいたしましたが、なおこうし
た問題につきましては、いろいろなそのときの石
油の問題あるいは資材の問題、労働力の問題等な
お広範に検討すべき課題があるという御指摘を得
ておりますので、先般来省内にこうした問題につ
いての安全保障に関する特別なプロジェクトチー
ムをつくりまして、多少時間はかかりますが、真
剣に検討してまいりたい、このように考えており
ます。

○上原委員 そこで、食糧の不測の事態への備
え、備蓄の問題等がこの基本方向にも触れられ
て、いまその概要的なものをお述べになつたので
すが、一つには備蓄には大きな負担が伴うといふ
ことだと思うのです。それに適正な在庫量とい
うのは、どれだけを確保しておくかというようなこ
ととか、備蓄の規模、主体、負担のあり方あるい
は国民的な合意と協力を得る必要があると思うの
です。石油の場合もよく六十日から九十日あるい

は百日、百五日ぐらいにいまなっているかと思うのですが、そういう方向性というものもある程度計画を立てて、不測の事態の場合でも国民生活の最低限度の食糧確保は大丈夫だということをぜひやっておく必要があるんじゃなかろうかという点、これは何も戦争危機とかそういうことじやなくして、仮に不作がずっと続いていった場合と、いまさっきも申し上げましたが、現在の世界人口が二〇〇〇年ごろには倍の八十億にも達するんじゃないかという国連の推定も出しているわけですね。FAOの「二〇〇〇年に向けての農業」という報告書によつても需要が非常に増大をしていく、さらに開発途上国の人口増大に伴う世界の食糧事情というものが危機的状況に達していくんじゃないかということも指摘をされている。そういう面への、開発途上国へのわが国のいろいろな海外援助、経済援助ということも、食糧を含めて考えながら、国民の食糧確保というものを健全ならしめる、こういうことも私はやはり考えておく必要があるんじゃないかという考え方を持つ一人なんですが、この点については大臣はどうお考えですか。

うに見ていくのかといったような問題を、どう取り扱っていくかというような問題についての結論を早急に出さなければならぬということで、いま検討をいたしておりますところでございます。

○上原委員 この件であと二点ぐらい。

一つは、政府の方に総合安全保障会議というのができて、たしか九名の閣僚で構成されて、農水大臣もそのメンバーのお一人だと思うのです。したがって、いまのことはぜひそういった総合安全保障の中で食糧安全というもの、食糧確保ということをどう位置づけていくかということも積極的に御提言をいただきたいということ。またいまお答えになつたような姿勢で臨んでいただきたい。やもすると、総合安全保障とか安全保障ということを言うと、すぐ軍事面だけが先行してしまつて、本当に国民生活に重大な影響を及ぼすであろう食糧の問題あるいはその他のことについては常に二次的、後追いをする可能性なきにしもあらずなんですね。私たちなんかも沖縄戦で食糧難で非常に苦しめられたのです。本当に黒砂糖の一かたまりを持って谷間をさまよいながら飢えをしのんだという経験を持つておるわけですね。そういう面からしても、食糧事情というものが、万一の場合の食糧確保というものがいかに国民にとって大事かということ、このことはぜひこういう面でも反映をさせていただきたいということを注文をつけさせておきたいと思うのです。

それと、米ソの動きを見ましても、八〇年代後半あるいは今後は食糧というものが非常に戦略物資として使用される可能性があると思うのですね。アフガンへの侵略問題をとらえて、いろいろ経済制裁を加えた、あるいはまた逆の方もあると思うのですが、そういう面からすると、必ずしも軍事面だけが戦略兵器として、戦略というか武器として使用されない、ということから問題が出てくると思うのです。こういうことも考えた場合には、日本としてはもつとこういった経済力あるいは余剰米というものを効果的に利用していく、活用していくという方向も出してしかるべきじやな

いのか。
御承知のように、現在アフリカあたりでは、相
当の難民がいて食糧危機に瀕している、あるいは
餓死寸前、そういう面でまさに死に追いやられ
ているという状況が出ているわけですね。カンボ
ジア難民しかり、あるいはその他のアジア、中近
東諸国においてもそういう状態が出ている。そう
しますと、国民感情として、私は、これだけ日本
は古々米、古々々々米、お米も余っているという
状態にあるということならば、そういう飢えに
耐え切れいで死者まで出していいる難民対策とし
て、食物・食糧を与えていくというような積極的
な姿勢を日本側としてはもう少し考えていいの
じやないかという気がしてならないわけですね。
これは外務省なりいろいろな関係があろうかと思
うのです。しかし、実際問題としては、農水省の
意思も相当重きをなすと思うのですが、この面に
ついてももつと積極的にイニシアチブを農水大臣
がおどりになるなりあるいは政府全体として考え
るなり、総合安全保障政策の中で提言をなさるな
りしておやりになつたらどうかと思うのですが、
いかがでしょう。

○亀岡国務大臣 もう御趣旨は十分理解できるわ
けでありますと、したがいまして、そういう援助
要請のあつた国々に対しては、できるだけやつて
きておるわけでございますが、何しろ米を輸出し
ておるアメリカでありますとかタイでありますと
かカナダでありますとかいう国々が、日本の古米
を輸出いたしますと、援助でありますとクロ
ムをつけてくるわけでござります。大変自分たち
の商売のシェアを荒らされるという意識なんをし
ょうか。したがいまして、国際機関の了承を得な
がら援助をしておるというのが実態でございま
す。したがいまして、日本だけの考え方で援助をし
ていくといふことがなかなかむずかしいという現
実のあることをひとつ御理解いただきたい。食糧
院といつしましても、そういう趣旨を果たすため
精いっぱい努力をいたしております。

詳しいことは、長官から御説明を申し上げま

いのか。
御承知のように、現在アフリカあたりでは、相
当の難民がいて食糧危機に瀕している、あるいは
餓死寸前、そういう面でまさに死に追いやられ
ているという状況が出ているわけですね。カンボ
ジア難民しかり、あるいはその他のアジア、中近
東諸国においてもそういう状態が出ている。そう
しますと、国民感情として、私は、これだけ日本
は古々米、古々々々米、お米も余っているという
状態にあるということならば、そういう飢えに
耐え切れいで死者まで出していいる難民対策とし
て、食物・食糧を与えていくというような積極的
な姿勢を日本側としてはもう少し考えていいの
じやないかという気がしてならないわけですね。
これは外務省なりいろいろな関係があろうかと思
うのです。しかし、実際問題としては、農水省の
意思も相当重きをなすと思うのですが、この面に
ついてももつと積極的にイニシアチブを農水大臣
がおどりになるなりあるいは政府全体として考え
るなり、総合安全保障政策の中で提言をなさるな
りしておやりになつたらどうかと思うのですが、
いかがでしょう。

○亀岡国務大臣 もう御趣旨は十分理解できるわ
けでありますと、したがいまして、そういう援助
要請のあつた国々に対しては、できるだけやつて
きておるわけでございますが、何しろ米を輸出し
ておるアメリカでありますとかタイでありますと
かカナダでありますとかいう国々が、日本の古米
を輸出いたしますと、援助でありますとでもクレー
ムをつけてくるわけでござります。大変自分たち
の商売のシェアを荒らされるという意識なんをし
ょうか。したがいまして、国際機関の了承を得な
がら援助をしておるというのが実態でございま
す。したがいまして、日本だけの考え方で援助をし
ていくといふことがなかなかむずかしいという現
実のあることをひとつ御理解いただきたい。食糧
院といつしましても、そういう趣旨を果たすため
精いっぱい努力をいたしております。
詳しいことは、長官から御説明を申し上げま

す

○松本(作)政府委員　過剰米を食糧の困っている国に輸出する点につきましては、現在過剰米処理計画に基づきまして輸出を行つておるわけでござりますが、従来までの実績いたしまして、五十四年度におきましては、全体で玄米換算約九十三万トン出しておりまして、その中におきましては、延べ払いといたしましてバングラデシュ、エラレオネ、タンザニア等がござりますし、また無償援助といたしましてバングラデシュ、セネガル、タンザニア、マダガスカル等々東アフリカの国が含まれております。それからまた五十五年度におきましては、七十万トンの輸出をいたしましたが、その中におきまして、延べ払いといたしましてはバングラデシュ、モザンビーク、タンザニア、マダガスカル等でございますし、また無償援助といたしましてもバングラデシュ、シエラリオネ、ケニア、ザンビア等の国が含まれております。ただいま大臣もお答えいたしましたように、われわれとしては努力できる範囲で輸出をしておるつもりでございます。

○上原委員　それは確かに国際的な問題ですから、いろいろASEANあるいはアメリカその他豪州等々の言い分もあるうかと思うのですが、せんだってASEAN諸国を総理が御訪問なさったときも、ASEAN諸国との農業技術提携あるいは食糧問題等々触れられておりまし、より積極的にひとつこれからも御努力をいただきたいと思います。

そこで、次にお尋ねしておきたいことは、行政改革問題が非常に強く出されてきております。恐らく農林省としても、内心どうなつていくかといふお気持ちを相当お持ちの面もあるうと思いますし、また内閣全体として改革を進めていかなければいけないと思うのですが、最近は改革行はばならないという方針からすると、らち外に置かれると思われないのであります。そこで、細かい議論は第二臨調の答申なりいろいろ出た段階でやるべきではないと思うのですが、最近は改革行革で、改革の二字の出ない新聞はないほど行政改

革問題が出ておるわけです。われわれも基本的に

には内閣の企図するところを実現しなければならぬ。

ります

○松本(作)政府委員　過剰米を食糧の困っている國に輸出する点につきましては、現在過剰米処理計画に基づきまして輸出を行つておるわけでござりますが、従来までの実績といたしまして、五十一

革問題が出ておるわけです。われわれも基本的に改革すべき面あるいは是正すべきいろいろあると思いますので、検討なりそれぞれの立場で勉強も進めておるわけですが、新聞報道などによりますと、たとえば五十七年度予算は8%ないし10%の補助金削減をしていくのだ。いうところの

先般の閣議でこういう話が出ました際に、閣議終了後本省に帰りまして、事務次官以下事務当局に対しましても、その知恵を出すこと、手法を考えることと今日までの補助金に対する検討を始めることであります。

○上原委員 御心境、御心中を察して、この問題はきょうはこの程度にとめておきたいと思うのです。なかなか複雑な問題が——別に総論賛成、各論反対を言っておるわけじゃないのです。予算面から見てもそういう比重でありますから、基本的

万トン出しておりまして、その中におきましては、延べ払いといたしましてバングラデシュ、エラレオネ、タンザニア等がござりますし、また

無償援助などいたしまして、バングラデシ、セネガル、タンザニア、マダガスカル等々東アフリカの国が含まれております。それからまた五十五年度におきましては、七十一年トンの輸出をいたしまして、主として、

したが、その中におきまして延べ払いといふことはございません。ましてはバンガラデシユ、モザンビーク、タンザニア、マダガスカル等でござりますし、また無償援助といたしましてもバンガラデシユ、シエラ・リオネ、ケニア、ザンビア等の国が含まれております。

して、ただいま大臣もお答えいたしましたように、われわれとしては努力できる範囲で輸出をしておるつもりでございます。

ら、いろいろASEANあるいはアメリカその他の州等々の言い分もあるうかと思うのですが、せんだってASEAN諸国を総理が御訪問なさったときも、ASEAN諸国との農業技術提携あるいは食糧問題等々触れられておりまし、より積極的にひとつこれからも御努力をいただきたいと思

そこで、次にお尋ねしておきたいことは、行政
います。

改革問題が非常に強く出されており、農林省としても、内心どうなっていくかといふお気持ちを相当お持ちの面もあるうと思います

し、また内閣全体として行革を進めていかなければならぬという方針からすると、らち外に置かれることは思われないわけです。そこで、細かい議論は第二臨調の答申なりいろいろ出た段階でやるべきではないと思うのですが、最近は行革本筋で、行革の二字の出ない新聞はないほど行政改

には内閣の企図するところを実現しなければならぬ。

ります。

には内閣の企図するところを実現しなければならない、こういう構えでいるわけであります。先般の閣議でこういう話が出ました際に、閣議終了後本省に帰りまして、事務次官以下事務当局に対しましても、その知恵を出すこと、手法を考

○上原委員 御心境、御心中を察して、この問題はきょうはこの程度にとめておきたいと思うのです。なかなか複雑な問題が——別に総論賛成、各論反対を言っておるわけじゃないのです。予算面から見てもそういう比重でありますから、基本的

には内閣の企図するところを実現しなければならない、こういう構えでいるわけであります。

る農業、そしていざとなつた場合にはこれがなければどうにもならぬという大事なものをつくる農業、それに對していろいろ経済合理性だけで論議をしておるような面もあるわけであります。あるのは愚見を述べておるところなどは少くないと思います。

しかし、この高度所得国家と申しますか、日本で経済合理性だけでやつたら、農林業を積極的にやるなんという人がだんだんなくなってしまうようになることは火を見るよりも明らかでありま

そういう点を考えますと私はそういうふうには、臨調の土光委員長はじめ委員の皆さんには、そういう筋の通らない答申はしないであろうということをごぞいまして、これが筋が通らないということになりました。大変なことになりますわうります。(同)

たれにますと力弱だといふが、それであります。国民の決議にも、食糧自給力を強化しろというふうに国権の最高機関の意思決定がなされておるわけですが、さうから、われわれ政府としても、特に所管大臣の私といたしましては、その国会決議を尊重して、自給力を強化して、そして国民の食糧供給をますますつづけていこうとは、これはよき方

併給に責任を持つ者としては、これはやはり筋の通った、だれが考へてもこれなら協力すべきであるといふ根柢から、裏本音だけいふ。

るという紹介が答申されるもの。農林省たけいしらは、
られるなんということはさらさらない、これは総
理にも確認をいたしておりまして、総理も、農林省

省かれ目のがたきはするよなことはしてはかば
かでござりまへてこゝへうなうな二二の言つてお

れますがから、この点は、私はやはり行政改革は一
なればならない、筋の通った形で工夫をこらし
てやっていかなければならぬ、非常な苦しみみ
経なければならぬということも覚悟をいたしてお

の施設や研究成果等いうものをもう少し効果あらしめるよう積極的にやっていただきたいと思うし、またやつていただいておるのかわかりませんが、そちらの関連について、少し御説明と御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○**佐藤國務大臣** 上原委員も御承知のように、日本の米作一つを考えてみましても、米は南方性植物でございますから、われわれの子供のころは、こういうふうにしてたいたたりこいたりしてやるものですから、脱粒性、早く落ちる方がいいという時代もあつたわけです。現在もASEAN諸国に参りますと、米そのものが非常に落ちやすい。ですから、農機具を持っていてコンバインを持ってていいってなんというと、とても脱粒が激しく機械が入らない、こういう現状も見てまいりました。脱粒性の強い米を、いまコンバインにかけても脱粒をしないという品種に改良してきた。この技術というのは、日本の米作にとっても非常に大きな技術陣の貢献である、こう思います。するし、さらに去年の冷害では考慮が若干足りず、に大被害を受けたわけですが、とにかく冷害に強い品種、藤坂系統の種類でありますとかあるいはいもちや病害虫に強い品種、そういう品種をつくり上げてきたこの農業技術というものは、私は非常に高く評価していい、こう思います。

現在でもえさ米等の研究に取り組んでおりまます。さらには野草を牧草化する研究等にも取り組んでおります。さらにバイオマスといったような新しい分野にも挑戦いたしております。それぞれの優秀な技術者諸君が新しい品種を一つつくると、農家の収入増にも大きく貢献してくるわけですが、特に東南アジア等の国々から技術的援助を非常に強く要請をされております。そういう際には、熱帯関係の試験場も筑波にてきておりましたし、また沖縄にもそういう試験場を設置を設立して、熱帯に所在する国々に対する技術援助等の際の研究も続けていかなければならぬといい。

そういうことで、私は技術面の貢献というものが日本の農、林、水、畜産関係においても非常に大きな成果を上げておる、こう思います。リンゴを見ましても、ナシを見ましても、桃を見ましても、花卉類を見ましても、世界のどの国に比較しても相当進んだ品種改良をやっておる。ところがその速度がなかなか暇がかかるという面もあるわけであります。新品種をつくり上げる時間をできるだけ短縮していくためには、総合的なセンターも必要である。そしてそれらのものをうまく組み合わせて、農業経営の上にどういうふうにして組み合わせていったならば、農家経営が本当にによくなるかといったような研究になりますと、いままでは机の上でという感じが非常に強かつたわけであります。そういう問題については、試験場を中心とした総合的な試験研究というものを取り上げていく、そして県の試験場と国の試験場と専門的な試験場をうまく行政的に組み合わせていく機関が今まで残念ながらなかつたわけであります。それを今度つくっていこう、こういうことでこの法案を提出させていただいておる、こういうことでございます。

理解できるわけですが、いま後段でおつやつた提携が日本の行政の仕組みには非常に欠けているのじやないか。今度このセンターができれば、その面は改善されるということですので、そういうふうに期待をしたいわけです。

私はせんだって筑波を見ました。また筑波の関係者も、大臣が御就任早々筑波まで足を運んで見ていたいたいということで大変感激しております。ほかの大蔵で来た方はなかつたとかなんとか私の記憶ではそんな説明でした。そういう意味で、せっかく農業研究センター法案がおされるのだとあって、私は私なりに、足元を見ないでは議論もできまいと思って、四月三日に沖縄の石垣市にある熱帯農業研究センター沖縄支所へ行ってみたのです。それで沖縄総合事務局の農水部長の樋口さんに大変お世話をいただいたことに心から敬意を表しておきたいわけですが、宮良川の農業水利事業あるいは名蔵川の農業水利事業等々も見てまいりました。また県の肉用牛生産供給公社、農用地開発公団の石垣開発事業所等々にも行って、実際に職員の皆さんなり関係者から意見も聞いてきたわけです。

熱帯農業研究センターの沖縄支所は設立されてから十年になるようあります。設立されたのは昭和四十五年の六月のようです。復帰前です。

それから十年になつたということで、「熱研沖縄支所研究十年」というパンフも出しているわけです。ここで非常に不思議に思ったことは、正直申し上げて、地域の方は、ここは全く別世界のような存在だと言っているのですね。隣には県の農業試験場石垣支場もあるのですよ。そことの連携も余りないようなんですね。御承知のように、あの地域だけは特別区域みたいにもくもく防風防潮林が生い茂つておつて、ほかは土地改良事業なんか進めておつて大変りっぱになりつあるのですが、そういう環境で果たして皆さんが当初設立のときに——私もにわか勉強ですが、ちょっと調べてみたのです。沖縄支所を設立する段階に

おいては、一熱帯及び亞熱帯農業技術プロバーの研究のほか、亞熱帯地域における作物の導入、馴化を通じて熱帶、亞熱帯間、さらには温帶を含めて適作の大、品種の向上等に資する研究を行うことが重要である。」とか、「一、二、三とありますて、四点目では「熱帯農業研究センター沖縄支所は広く亞熱帯について、また熱帯、温帶とも関連した1のような研究を実施するものであるが、このことは当然沖縄農業の振興に寄与するところ大なるものがあると考えられる。」ということで、大変期待をされたわけなんです。また現在も私たちは期待しているわけなんですが、残念ながらこの十年間の研究成果というものは、研究支所そのものとしては相当上げておられると思うのですが、その波及効果というものがなきそな気がしてならないのです。また職員の皆さんもほとんど地域の方々との接触というものが持たれていないような感じを受けました、私の誤解かもしれません。そういう面からして、もう少しここの運営なり、あるいは閉鎖的と言つたら言い過ぎかもしれませんが、そういった面は本省として少し御努力をいただいて見る必要があるんじやなかろうかという気がしてならないわけです。その点皆さんはどういう御認識しておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

す。

ただ、研究の性格上、国と県、あるいは研究と普及、行政、こういったようないろいろな役割りがございますので、研究機関が直接普及とかいたことをやつておりますので、外から見ますと、何か遊離したような感じを持たれることができ常に多いわけでござりますけれども、私どもの研究機関の役割りとしては、いいものにつくつてしていくということが使命でござります。できたものを県なり普及員なりにいろいろと普及していただき、その交流はお互いに密接にやりながらやっていくということになつておりますので、そこのところは御理解をいただきたいと思います。しかし、研究の性格上、どうしても内部にあるいは個別に深化していくことから、どうしても周りを離れて当面の目標に非常に執着をしていくという点から、とくに個別、遊離していくという傾向もないわけでもありませんけれども、一方ではそういうことが非常に必要であるということとともに、広く技術化をしていくためには、いろいろな関係の方々に開かれた研究機関が必要であるということもあります。これは沖縄の支所ばかりではなく、ございませんで、今回の農業研究センターの趣旨そのものがそういったようなことを強力に推進していくことなどござりますので、これから私たちも大いに努力をしてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

そのほか、サトウキビとかパイナップルの品種改良ですか、非常に瘠薄なサンゴ石灰畑の土壤改良ですかいろいろいろいろ努力をしているわけですが、たまたま地元との関係を深めていくつて、自分たちの成果がよりよく早く普及されていくということは必要なことだと思いますので、私どもあるいは現地の研究者一丸となって今後努力をしてまいりたいというように考えておるわけでござります。

○上原委員　ぜひもう少しそういう面の改善を、助言といいますか、していただきたい。私も、時間もそうありませんでしたから、そんなんに専門でもありませんし、深く聞きませんでしたが、特にいまウリミバソのものの研究については相当成果を上げてやっているし、そのほかでも、この「研究成果、成績概要集」専門書なのでわれわれが見てもよくわかりませんが、相当やっているのはわかるのです。しかし、そのことが沖縄農業振興にどう役立っているかという面が非常に欠けているような感じがします。たとえば、ではサトウキビの品種改良とか種苗育成、そういうものについてはどういう御研究をなさつておられるのか、パイナップルの品種改良、そういうようなのはどうなかと聞くと、パインについては、県の名護の農業試験場に種苗を取り寄せて向こうでやっているんだというのですね。キビについては、首里にある県の農業試験場でやっているんだという説明であって、向こう独自ではやっていないという感じを受けたのです。私は後日またそういうふた面も調べてみたいと思うのですが、仮にやっておるにしても、もう少し相互に交流を図り連携をとつて、よりましなものを早目に育成していくことを思っています。

いうことで指摘をされております。恐らくお持ちだと思いますが、十一ページに「組織の見直しと技術開発研究の充実」ということいろいろ挙げておりますね。三項目挙げてあります。やはり現地におられる方々は現地なりにいろいろ問題点を指摘しておられる。十二ページに「(1)亜熱帯農業行政改革問題とも絡むのですが、こういうふうに述べておられるのです。「支所は研究室体制をとり、各室は研究室長と研究員が一二二名で構成されているが、室員は研究室長を含めて一人一人が別々の分野を担当している。例えは、第四研では問題の多いサトウキビ、バイナップルの育種研究を二名で担当、第二研ではウリミバエ、サトウキビの土壌害虫およびウイルス病についてそれぞれ一名で担当している。」このような状況では、沖縄対応はもちろんん亜熱帯農業技術開発研究にとつても問題である。」そのほかたくさん書いてありますけれども、そういう面で、やはり組織上の問題、人員の問題、研究員の問題等があるのだということが指摘をされております。五十六年度で二名か何名か増員をなさつたようですが、そういうことについても継続してこの種の充実強化を図ること必要があるのじゃないか。

年たちましてほぼ建設時代を終わりまして、これからいろいろと発展をしていく時代ではないかと思つております。今日まで十年間に研究室あるいは人員、施設等の整備を年々重ねて強化をしてまいたわけでござりますけれども、これからは今までの成果を踏まえまして、これからいろいろと東南アジア等の国際的な協力関係も発展をしてまいりたいということでござりますので、今後ともそういういたような点については研究の一層の発展を図り、またいろいろと各方面から期待されている面につきましても十分任務を果たせるように努力をしてまいりたいと思つております。

○上原委員　いま私が申し上げたこととの関連でお答えあつたわけですが、亜熱帯農業振興あるいは沖縄の農業振興という立場で、この支所の強化措置について大臣の方はどういうお考えなのか、少し御見解を聞いておきたいと思います。

○鶴岡国務大臣　沖縄を ASEAN の人材養成なり技術研究なりいろいろな面のセンターにしようということを日本から提案をして、各國とも賛意を表してくれておるわけでございますので、やはりその方向に向かいまして施設あるいはもうもう機関の設置等について具体案をつくつていかなればならぬ、こういうことでいま鋭意勉強、検討中でございます。

○上原委員　ぜひその検討なさつておられることが、いまの熱帯研究支所との連携あるいは今度で起きる国際センターとの関係等も含めて、地域並びに ASEAN 諸国にも十分寄与できるよう組織、陣容等々を強化していくだくことを要望申上げておきたいと思うのです。

そこで、こうしたこととも関連いたしますが、せつかく大臣がおいでありますし、沖縄の農業試験場とか研究機関を設置すべきだということを問題について、そのほかでもちょっとお尋ねをさせていただきましたが、なかなか現状ではむ

Digitized by srujanika@gmail.com

ずかしい状況もありますが、そのことも今後の研究課題としていただきたい。

それで、私は四月六日に、東村の宮城にある原種農場、これは五十三年の七月に設置を見ました。さらに今帰仁村の諸志の沖縄県畜産試験場の移転整備計画がいま進められておるのでですが、そこも視察をしてまいりました。原原種農場はまだ建設途上でございまして、なかなか十分とはいえないが、相当期待をされて、すでに種苗も作付をされておったところもあります。そこでこういった政府直轄のもの、あるいは今帰仁村にできつたあります畜産試験場などは、五十七年度までに大体完成をする予定のようですが、若干すれんじやないのか、残事業として残る可能性があるという説明でした。そういうことについては、国庫補助の問題等は継続して進めていたかねばならない問題だと思いますので、この点はどういうふ考えなのか。また原原種農場は、五十八年の夏ごろから一般の農家栽培への種苗といいますか、それへの提供ができるという説明でしたが、その計画は十分達成できるのかどうか。今後の原原種農場問題の整備充実化の面と畜産試験場に対する国としての助成策はどのようにしていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

○川嶋政府委員 畜産試験場の関係につきましてお答え申し上げます。

沖縄県の農業関係の試験場につきましては、沖縄振興特別措置法に基づきまして農業試験場、畜産試験場その他各試験研究機関の施設の整備あるいは備品の整備等を行つてきているわけでございます。いまお話しの畜産試験場につきましては、諸般の事情によりまして着工がおくれましたので、五十六年度までに整備をすることができなかつたという事情がござります。若干整備未了のところが残つてあるわけでございますが、この点につきましては、この特別措置法に基づいてやつてきた経過もございますので、現在開発庁の方でその点について御検討いただいているというふ

うに聞いておりますので、その結果を踏まえたがら今後対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○二瓶政府委員 さとうきび原原種農場の関係についてお答え申し上げます。

さとうきび原原種農場は、現在建設といいますか、整備を進めておる段階でございますが、現実にこの原原種が配付になるのは、まずことしの秋に一部配付ができるになります。そういたしますと、これは原原種でございますので、県の方に配付をするわけでございます。県の方が原苗圃にてこれを使用する。そしてさらにその次の年に今度は市町村に県で移管いたしますが、採苗圃に回るということでおこなって、ことしの秋に配付をしますが、その配付したもののが一般圃場に、農家の手に渡るのは五十八年度という形に相なるわけでございます。

○上原委員 ですから、そのことは私もこの間聞いてわかるわけですが、その原原種農場の今後の陣容の問題とかあるいは仮に計画どおりいかない場合の経過、継続措置といふものも十分お考えだと思っておられるのですが、そのように進めていかれるのか、ということを含めてお尋ねしているわけです。

○二瓶政府委員 五十三年度から設置をいたしまして、予算面さらに定員の面、逐年充実をいたしております。そこで、五十七年度以降におきましては、なお五億円ぐらいに予算が必要かと思ひます。人員の方もあと六名ほど既定計画からすればまた不足をいたしております。したがいまして、これらの面につきましては、五十七年度以降確保したいと思つておりますが、これは予算なり定員という問題でございますので、いつまでといつまでもあります。この問題がござりますが、これは御承知のように不在地主や相続不明地なども多いし、土質が悪くて客土をしなければならない面も相当あります。また赤土の流出問題などで、この基盤整備なり圃場整備をやる場合、本土よりも単価が高くつく難問も抱えていいる。したがつて、こういう整備を進めていくには、今後とも国の手段の助成措置が必要であります。例年予算的には大体二億程度の予算は確保しておりますし、定員の方も五十六年度などは六

で、ぜひ目標が十分達成できますよう。それと、さつき申し上げましたように、各市町村なり農協関係者もかなり視察に来られるよう喜んでいましたが、そういった地域社会との最初からの交流といいますか、連携といふものを持ちながら、その実を上げていただきたいと思うのです。

そこで、こういう機関整備も逐次なされつつあるわけですが、やはり沖縄の農業の振興を図るために農用地の開発と同時に急がねばならない問題として、農業基盤の整備事業の促進といった問題がございます。これも復帰後、特に五十年以降相当進められてきているわけですが、この中には灌漑排水事業、畠地帶総合土地改良事業、農道、圃場の整備、土壤改良事業、畜産基地建設事業等いろいろあります。この中で最もおくれているのは圃場の整備事業ではないかと思うのですね。この圃場整備事業は、先ほど申し上げましたように、復帰後四十九年ころまではかなり低迷をしておりましたが、五十年以降相当着実な整備がなされてきている。たしか五十五年度は七十一億三千万で九百八十ヘクタールの整備が実施されたと思ひます。これは圃場整備事業が実施されたときの整備面積は一体どのくらいなのか、お聞かせをいただきたい。

ささらに、沖縄の場合は、御承知のように不在地主や相続不明地なども多いし、土質が悪くて客土をしなければならない面も相当あります。また赤土の流出問題などで、この基盤整備なり圃場整備をやる場合、本土よりも単価が高くつく難問も抱えていいる。したがつて、こういう整備を進めていくには、今後とも国の手段の助成措置が必要であります。この問題がござりますので、いつまでといつまでもあります。この問題がござりますが、実は整備面積は事業が終わった段階で、その事業によつてどれだけ面積を申し上げるのはちょっと適当でございませんので、先ほど申し上げましたように、一般的の国営の補助事業を行うこととしているわけですが、これは国費総額が二百一億三千五百万円といふことで、宮良川の農業水利事業を初め、各般の国営の補助事業を行ふこととしているわけですが、これは全国平均が三三・四%であるのに対し沖縄は二七・一%というふうにかなり縮まってまいっています。

それから、五十六年度の事業についてでございますが、これは国費総額が二百一億三千五百万円といふことで、宮良川の農業水利事業を初め、各般の国営の補助事業を行ふこととしているわけですが、これは全国平均が三三・四%であるのに対し沖縄が一・四%、格差がきわめて大きうございましたが、五十六年三月末時点でこれを見ますと、全國平均が三三・四%であるのに対し沖縄は二七・一%というふうにかなり縮まってまいっています。

その結果、先生御自身もお認めいただきました

ように、五十年三月末の農地の整備率を見ますと、全国平均が一七・三%であったのに対しまして沖縄が一・四%、格差がきわめて大きうございましたが、五十六年三月末時点でこれを見ますと、全國平均が三三・四%であるのに対し沖縄は二七・一%というふうにかなり縮まってまいっています。

その結果、先生御自身もお認めいたきましたように、五十年三月末の農地の整備率を見ますと、全国平均が一七・三%であったのに対しまして沖縄が一・四%、格差がきわめて大きうございましたが、五十六年三月末時点でこれを見ますと、全國平均が三三・四%であるのに対し沖縄は二七・一%というふうにかなり縮まってまいっています。

その結果、先生御自身もお認めいたしました

○杉山(克)政府委員 沖縄の農業基盤の整備についてでございますが、先生御指摘のように、沖縄の今日までの農業基盤の整備状況は、一般都府県の場合に比べましてなお十分ではございません。私どもその格差を解消するために、沖縄につきましては、たとえば採択基準を一般の場合よりも緩和する、それから補助率も特例の高率の補助を行ふ、それから予算枠につきましても、沖縄のシェアを通常の場合よりも大きくとるというような格段の措置をとりまして、沖縄の農業基盤整備の推進に努めているところでございます。

その結果、先生御自身もお認めいたきました

ように、五十年三月末の農地の整備率を見ますと、全国平均が一七・三%であったのに対しまして沖縄が一・四%、格差がきわめて大きうございましたが、五十六年三月末時点でこれを見ますと、全國平均が三三・四%であるのに対し沖縄は二七・一%というふうにかなり縮まってまいっています。

その結果、先生御自身もお認めいたしました

ように、五十年三月末の農地の整備率を見ますと、全国平均が一七・三%であったのに対しまして沖縄が一・四%、格差がきわめて大きうございましたが、五十六年三月末時点でこれを見ますと、全國平均が三三・四%であるのに対し沖縄は二七・一%というふうにかなり縮まってまいっています。

その結果、先生御自身もお認めいたしました

はどう見ておられるのか。またいま言つたようなことに対してはどういうところにもっと力を入れていかれるようとするのか、その点総合的にお聞かせをいただきたいと思います。

○鹿岡国務大臣 先ほど来のお話のとおり、沖縄地方はわが国唯一の亜熱帯性気候地帯であるという特色を持っておるわけであります。この特性を生かした農業の発展ということを基本に考えるべきである、こう思っております。

いうことを見つかり言つてもらつた方がいいといふことで、そういう意味においては合意に達した面が多かったわけであります。したがいまして、フィリピンにおいてもそれからマレーシアにおいても、このパインのことは余りやかましく言つてこなくなつてゐる。こちらも輸入の面でも少しずつ遠慮してもらう、というようななこともやつていい、こういうことで、沖縄の基幹産業として、そういう点にも配慮しながらパインやサトウキビによる農家の增收を図つていくということを考えております。

田のお答えがありましたか、やはり継続していくべきだということですので、それに尽きるのですが、沖縄開発厅としても、二次振計の関係でも、一次産業の振興というものは継続性を持たず、より重要視するということではないいかねと思うのですね。そういうことについて少しく御見解を聞いておきたいと思います、簡潔でいいですか。

○塩澤説明員　沖縄が本土に復帰して以来五十年で十年間たつわけでござりますけれども、この間におきまして沖縄の農林水産業の振興を図るためにいろいろな公共事業を実施してきておるわけですがあります。それと沖縄におきます農業振興等の施策、あるいは糖業振興対策等の事業も講じてきておるわけでございます。これを十年間合わせます

、す、の、聞、さ、れ、る、こ、と、を、す、り、て、し、れ、る、に、ま、た、五、十、六、年、度、で、与、那、国、の、方、に、も、畜、産、基、地、を、設、け、る、山、原、の、方、に、も、第、二、畜、産、基、地、を、設、け、る、と、い、う、計、画、が、進、め、ら、れ、て、お、り、ま、す、の、で、こ、こ、い、ら、の、こ、と、に、つ、い、も、ぜ、ひ、国、と、し、て、も、積、極、的、な、御、配、慮、を、い、だ、き、た、い、と、い、う、こと。

後、で、系、統、漁、港、の、こ、と、に、つ、い、て、若、干、お、尋、ね、し、ま、す、が、こ、れ、ら、の、問、題、を、進、め、て、い、く、に、は、ど、う、し、て、も、特、別、措、置、の、継、続、が、必、要、に、な、つ、て、く、る、わ、け、で、す、ね、助、成、措、置、と、い、う、も、の、が、補、助、金、カ、ッ、ト、と、か、い、ろ、い、ろ、あ、り、ま、す、け、れ、ど、も、い、ま、大、臣、も、お、っ、し、や、い、ま、した、よ、う、に、よ、う、や、く、あ、る、程、度、高、額、助、成、で、あ、つ、た、れ、ば、こ、そ、今、日、の、状、況、ま、で、何、と、か、追、い、つき、つ、あ、る、來、て、お、り、ま、す、か、ら、き、よ、う、は、農、水、大、臣、しか、ら、つ、しゃ、い、ま、せ、ん、の、で、沖、繩、振、興、開、發、二、次、振、計、を、つ、くる、場、合、の、そ、う、い、つ、た、特、別、措、置、の、補、助、措、置、に、つ、い、て、は、—、ま、だ、十、年、そ、こ、い、ら、で、全、部、直、せ、と、言、つ、た、つ、て、—、こ、そ、は、よ、う、に、上、つ、て、シ、レ、ー、ト、す、す、

Digitized by srujanika@gmail.com

てその点については専門の方々もしゃべる

農業基盤整備の問題で、これが何だかといふ方

産の問題 業用地開発公団がやつておる事業に

ナリオレハ崩壊の勢苟メ 治綱を有ムトシテ日本全

体の農地基盤の整備も非常に不十分である、こういうことがありますので、そういう面でも努力をしていきたいと思います。

御指摘の沖縄振興開発特別措置法の今後の取り扱いについては、現在沖縄開発庁の方で各分野にわたって検討が進められており、近くその方向が示されるおと聞いておりますので、農林水産省としては、その結果を踏まえて対応してまいりたい。なお、本日の委員会における上原委員の御主張は担当大臣によくお伝えをいたしておきたい、こう考えます。

○上原委員 そこらは慎重にならざるを得ないかも知れませんが、特に農業関係ではそういう実情であるということをお理解の上、農水大臣としても特段の御努力をお願いしておきたいと思います。そこで、時間も押し迫つてまいりましたので、最後に水産業、漁業振興の問題についてお尋ねをしておきたいのですが、この分野も非常におくれておきたいのですが、この分野も非常におくれておきたいのです。せっかくあれだけ四国海に囲まれておりながらなかなかうまくいっていない。そういう面で栽培漁業の問題、これも栽培漁業振興の基盤づくりという立場で昨年から本部町に県営の栽培漁業センターが着工されている。これは五十年にオーブンするようですが、国の助成も受けながらやっている。こういう養殖漁業の振興といふものももっと積極的に推進をしていかなければいけぬと思うし、そういう立場からすると、今度農業センターができましたが、国営の栽培漁業セントラルは九力所もあるようですが、沖縄にはそういふのがない。こういう点についてももっと御努力をいただきたいと思いますし、またどのようにお考えなのかということ。

二点目としては、糸満漁港が非常にりっぱに整備されつつござります。目下水産加工園地の形成、一次產品の既存工業の拡大発展による地域全體の振興、新しい土地形態の整備などが着々と進められておりますし、陸揚げ量、漁獲高、漁船の入港隻数、漁港施設の整備等も進められて、本土

の漁船の利用度も逐次高まつてきております。

ういう面からしますと、いまのよう二種漁港でいかぬじやないのか、第三種にこの際格上げをして、この施設の後背地利用を含めて積極的にやるべきだと思います。

御指摘の第三種への引き上げ、格上げというものをぜひやつていただきたいと思うのですが、この二点についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○山内政府委員 第一点は沖縄の栽培漁業の関係でございます。

栽培漁業の振興につきましては、日本全体の立場といたしましても、二百海里時代を迎えて、沿岸漁業の重要な柱として今後とも推進していくべきではない、こう考へておきたいと思います。沖縄県につきましては、御存じのように、黒潮の源流の方に位置しまして、周年高水温の亞熱帯性海域である、こういう特性を生かして栽培漁業を振興する必要がある、こう考へておるわけでございます。このためには、先生御指摘のよう、県営センターとして昭和五十五年から五十八年度までに主要魚種であるフエフキダイ、ミナミクロダイを中心とした栽培漁業を振興すべく現在事業を続行中でございます。国営センターにつきましても、現在沖縄周辺海域がマグロの産卵漁場となつてゐるとか、あるいはカンパチ等主要な魚種がある関係で、技術開発を行うために国営の栽培漁業センターを沖縄に設置すべくことしから調査を行つてゐるところでございます。

第二点の糸満漁港の問題でございます。糸満漁港につきましては、沖縄の重要な漁港でございまして、沖縄の漁業の振興を図る見地からも必要でありますし、全國からの出漁船の前進基地であつてある観点から、現在第六次の漁港整備において、長期計画に基づいて鋭意整備の促進を図

つてゐるところでございます。

第二種漁港であります糸満漁港を現在の時点ではいかぬじやないのか、第三種にこの際格上げをして、この施設の後背地利用を含めて積極的にやるべきだと思います。

第三種の漁港に指定変更する、こういう問題についても、県側からまた関係者からもいろいろと要請が出ていると思うのです。この際、そういった漁業振興の面からも糸満漁港の第三種への引き上げ、格上げというものをぜひやつていただきたいと思うのですが、この二点についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○上原委員 これで終えますが、いまの糸満漁港の三種指定の件は、これは確かにいまおっしゃつたように、まだ整備すべき点があるかもしれません

が早まるということもありますから、この点、農水大臣、ぜひ十分御検討をいただいて、早急にそ

ういう関係者の要望にこたえていただきたい。

結びとして、実は私もきょうすぐの質問と思ひ

ませんで勉強不足の面もあつたのですが、一應法案との関係、いろいろ問題点を提示した面もありましたしお尋ねしましたので、そちらの点につきま

しては、おくれて沖縄の農業、亜熱帯農業振興という面での沖縄の位置づけをこの法案が成立

ました段階で鋭意進めさせていたいと申上げていただけた、そのことを強く要望申し上げて、質

問を終わりたいと思います。

○愛野委員長代理 午後三時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後三時三十三分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

農業研究センターに関連しまして、これから農

政について農林水産省はどういうお考え方を持っていらっしゃるのか、そういう点を含めてお聞きをしたいと思います。

いま日本の農業、これはもう皆さんの方がよく御存じですが、お米とか牛乳を初め主要農産物が過剰状態にある。それから輸入外圧あるいは農産物価格の抑制という問題が非常に山積している、言つてみれば、戦後最大の転機というかそういう局面に当たつて、農業収入の伸びは非常にマイナスの状態になつてきている。こういう中で、いまこそ政府サイドでの、これから農業はどうあるべきかということについてのリーダーシップが非常に期待されているのではないかと思うのです。

農業は農林水産省がやるわけではなくて、あくまで実際に現場で農家が農業をやつているのだから、この基本的な認識に立ちましてお伺いをしたいのですが、最初に、百三十六億円というかなり巨額な予算をかけて、いまなぜこの時期にこうした農業研究センターをつくろうとしておるのか。その設置の目的というか、意義というか、その点を簡潔にお答えいただければと思います。

○川嶋政府委員 農林水産省の農業関係の試験研究、これは昭和三十六年の農業基本法の制定を背景として、専門別の試験研究を強力に推進してきました。その関係では、畜産、園芸等いろいろな面で大きく農業生産の発展に寄与してまいつたわけでございます。またこれと関連をいたしまして、筑波に研究園地をつくりまして、専門の関係の試験場が一ヵ所に集中したわけでございます。しかし、一方、近年わが国の農業はいろいろな変換を来てまいりまして、特に個別専門では、それはそれで重要でございますけれども、総合的に対応をしませんと、なかなか問題が解決しない、こういう状況になつてきて、専門の関係の試験場が一ヵ所に集中したわけでございます。

農業はいろいろな変換を来てまいりまして、特に個別専門では、それはそれで重要でございますけれども、総合的に対応をしませんと、なかなか問題が解決しない、こういう状況になつてきて、専門の関係の試験場が一ヵ所に集中したわけでございます。そういうことがございまして、筑波に研究機関が集中したということを踏まえまして、総合的な研究を推進いたしまし

て、現下の非常に多岐にわたります農政の問題解決のために研究を進めてまいりたい、こういうことで設置をしたいということです。

○市川委員 その趣旨はよく理解できるのですが、私がお伺いしたい点は、どういう目的意識を持った研究が行われるのかということなんですね。たとえばお米、牛乳、豚、鶏、野菜、こういう主要生産物が非常に過剩きみである。実際現地で生産活動に従事している農家としては、これから何をつくっていったらやってけるのか、こういう現場での戸惑いというものがあると思うのです。そういうものに対してもう一つの答えを出していこうとしているのか。そういうことに對して何か本格的な研究をやろうということなんですか、それともそういう趣旨ではないのですか、どうですか。

○亀岡国務大臣 市川先生御承知のように、農作物という植物は、品種改良をしたから、一つの新しい品種を創生したからということで、それがそのまま永久にそういう性質を保つて、いい品種として持続していくのかということになりますと、やはり品種改良の努力の手間を抜きますと、もとに戻るということが言われておるわけでござります。したがいまして、そういう面における研究の持続と、さらにより多収穫でより病虫害に強い、より日本の天候、気象に合った品種をつくり上げていくという努力はもうよしゅうとうけていかなければならぬ、こういう問題が一つございまます。そのためにはどうしても、これだけの規模の耕地面積につけてまいります、米から始まって麦類、豆類等の品種改良全般にこれは続けていかなければならぬ、ということが一つと、それから既に心がけていかなければなりません。昨年の冷害等の経験も生かしていかなければなりません。そういうことになりますと、一人の研究者が非常に心がけていかなければなりません。昨年の冷害等の経験も生かしていかなければなりません。人がおつても、その場に温存されておつて、それ

がなかなか一般的の農民のところまで届かないという面が間々あるわけでござります。そういう貴重な研究というもの、あるいは民間の中にも非常に先行して研究が進められておるという問題等がある。そういう幾つかの専門的なものを持ってきて、一つの農家の立場に立って、それをどう組み合させて経営の中に取り入れていったらしいかといたつたような研究はほとんどなされていない。昨年国会で自給力強化の決議をされました趣旨を生かしてまいりますためにも、またいま御指摘になりました生産過剩ぎみの米にかわるべき転作物をどう優秀なものをつくり上げていくかという問題もござります。そういう問題もとにかくできるだけ早期にできるだけ普及しやすい状態で新品种を創生していくことが非常に大事である。こういうことで、私は就任以来技術関係の面にまあっていくように、そこまでやるようについて、どうしてこの研究関係の機関に対してもより効率的でより合理的な研究が進むよう、しかも、それが今度は普及制度とかみ合って農家の手元に届いていくよう、そこまでやるようについて、でき上がったのがこのセンター法ということをございますので、その点よろしくひとつ御理解をいただきたいと思います。

技術面の、もちろん技術レベルだけではない、もつといろいろな幅広い研究をなさうとしていると思うのですが、どちらかというと技術面の研究。しかし、その技術面の研究そのこと自体は結構なんですけれども、何をつくつたらいいのかという方向性の論議があつて、しかも、こういう分野で活路を見出すべきではないのかというくらいのある程度の方向性というのは出ていて、その分野をひとつ本腰入れて研究してみようじゃないか、こういう研究の目的意識がそこから生まれてくるのじゃないのかな、こういうふうに私は思うのですけれども、その辺、今回のそのセンターですか、たゞ單に研究が専門、分化していた、それを総合的にやるんだということ自体もわかるのですが、それだけではない、もつとこれから日本の農業が厳しい日本的条件の制約の中でどう生き残っていくのかというような、そういうものを研究するぐらいの意気込みがこの研究所の構想にはあるんですか、どうですか。

いる耕作方法である禾本科を水田でつくっていく
という技術を生かして、えさの方に転換できない
かといったような考え方でえさ米という問題が起
き上がっております。こういう問題を取り上
げて、現に筑波でもう数年前から超多収米、超
とう字をつけておるわけでございます。そうい
う品種の創生をしていこう。同時に今度は、新た
にまた草関係の、野草を牧草に仕立てていくとい
う研究の強化ということ等々、数えていく
ば果樹においてもあるいは養蚕の桑においても、
あるいは養蚕そのもの、蚕そのものの品種改良、
あるいは桑のかわりになる人口飼料の研究等々、
数えていけば本当にたくさんんの研究を筑波で実は
やつておるわけでござります。したがいまして、
こういうことが常に行われてることによって、
農業経営の一般農家の方々に、厳しい条件の中に
おいても農業に希望を持つて取り組んでいただけ
るという環境づくりのために、やはりこういう面
も非常に大事であるということで、農林水産省と
しても積極的に取り組んで、このような法案も出
させていただいたおる次第でござります。

余地はあるんじやないかというふうに思つてのですが、この辺はどのくらいの力を入れようとしてお考えになつていらっしゃるのですか。

○角道説明員 ただいま御指摘もございました飼料穀物でございますが、飼料穀物の中にはトウモロコシあるいは麦等もありますが、トウモロコシ等につきましては、マイロを含めまして、日本ではなかなか収量、価格等から見ましても問題がござります。

そこで、いまお話をございました米でございまさが、水田利用再編成に関連をいたしまして、転作作物として、たとえば湿田等ではなかなかいい作物がないというところから、現在えさ米についてこれを奨励したらどうかという御議論がござります。えさ米につきましては、確かに水田をそのまま利用できるという点では非常に技術的な利点もございます。また農産物輸入に不測の事態が生じた場合、この場合には米をそのまま飼料に使用できる、あるいはまたさらに問題がござります場合には、食用にも転じ得るというような点がございまして、利点がござりますので、確かにえさ米の研究開発については非常に意味があると考えております。

しかしながら反面、現在のえさの穀物の価格水準から見ますと、トウモロコシ等はトン当たりで大体三万数千円で輸入されますが、米は三十万近い価格で国内で食糧管理法で政府が買い入れております。飼料米そのものも、本来はやはり米でござりますので、飼料米という特殊なものは現在のところはございません。そこで、食用の米とどのように識別するかというような問題もござります。そのため、私ども、現在技術会議等を中心いたしまして、先ほど大臣からお話をございましたように、飼料米の超多収穫性という点に着目いたしまして、その開発を進めているところでございますが、現在飼料用米に使われております、たとえばアルボリオというような品種がござりますが、これには技術的に、まだ脱粒性が多い、また現地の圃場で農家が一般的に容易に栽培できる

というようななどこれまで来ておりません。したがって、私たちもいま申し上げました収益性の問題を考えになつていらっしゃるのですか。

○角道説明員 ただいま御指摘もございました飼料穀物でございますが、飼料穀物の中にはトウモロコシあるいは麦等もありますが、トウモロコシ等につきましては、マイロを含めまして、日本ではなかなか収量、価格等から見ましても問題がござります。

そこで、いまお話をございました米でございまさが、水田利用再編成に関連をいたしまして、転作作物として、たとえば湿田等ではなかなかいい作物がないというところから、現在えさ米についてこれを奨励したらどうかという御議論がござります。えさ米につきましては、確かに水田をそのまま利用できるという点では非常に技術的な利点もございます。また農産物輸入に不測の事態が生じた場合、この場合には米をそのまま飼料に使用できる、あるいはまたさらに問題がござります場合には、食用にも転じ得るというような点がございまして、利点がござりますので、確かにえさ米の研究開発については非常に意味があると考えております。

しかしながら反面、現在のえさの穀物の価格水準から見ますと、トウモロコシ等はトン当たりで大体三万数千円で輸入されますが、米は三十万近い価格で国内で食糧管理法で政府が買い入れております。飼料米そのものも、本来はやはり米でござりますので、飼料米という特殊なものは現在のところはございません。そこで、食用の米とどのように識別するかというような問題もござります。そのため、私ども、現在技術会議等を中心いたしまして、先ほど大臣からお話をございましたように、飼料米の超多収穫性という点に着目いたしまして、その開発を進めているところでございますが、現在飼料用米に使われております、たとえばアルボリオというような品種がござりますが、これには技術的に、まだ脱粒性が多い、また現地の圃場で農家が一般的に容易に栽培できる

といふようななどこれまで来ておりません。したがって、私たちもいま申し上げました収益性の問題を考えになつていらっしゃるのですか。

○市川委員 大臣、これは国際情勢等いろいろな事情があつたとは思うのですけれども、農家の方から見ますと、戦後食糧増産ということで、そういう方針というか、そういう状況だったわけです。それが一転して、国際分業とは言いませんが、そういう国際分業的な、日本は工業で立つていいのだという方向、農業が何となく軽視されたというか、軽視されたと言つとちょっと語弊がありますが、都市集中型になつてきました。それがオイルショックや食糧危機などいうことが非常に重要な政策になつてくる。そうすると、食糧増産、国際分業だ、あるいは自給力の強化だ、実際に現場でやっている人間から見ると、何となく摇れ動いておる。その搖れが、その都度農家に一定の打撃を与えてきた、こういうことで、何か非常に不信感がある。こうしたことに対する御認識はどうかあるいは反省というか、そういうお考えはござりますか、どうですか。

○鷹岡國務大臣 そういう見方も確かにあろうかと思います。戰後の日本の農林関係の政策、農林水産行政というものは、ある一定方向に向かつて強化されつづけられてきた、私はこういう認識を持っております。国の予算を見てみましても、また昭和三十六年に農業基本法を制定いたしました、農家の生活の向上を期するというような目標を掲げて農政を進めてきたわけでござります。したが

いまして、多くの説明を申し上げますよりも、終戦直後は別といたしまして、戦後三十数年間、主食のお米であるとか食糧について国民に不安を持たせるようなことは一度もなかつた。それほど農家の諸君が、一般労働者の所得がどんどん上昇していくので、私どもはなお慎重にこの研究に努めたいと考えているわけでござります。

○市川委員 大臣、これは国際情勢等いろいろな事情があつたとは思うのですけれども、農家の方から見ますと、戦後食糧増産ということで、そういう方針というか、そういう状況だったわけです。それが一転して、国際分業とは言いませんが、そういう国際分業的な、日本は工業で立つていいのだという方向、農業が何となく軽視されたというか、軽視されたと言つとちょっと語弊がありますが、都市集中型になつてきました。それがオイルショックや食糧危機などいうことが非常に重要な政策になつてくる。そうすると、食糧増産、国際分業だ、あるいは自給力の強化だ、実際に現場でやっている人間から見ると、何となく摇れ動いておる。その搖れが、その都度農家に一定の打撃を与えてきた、こういうことで、何か非常に不信感がある。こうしたことに対する御認識はどうかあるいは反省というか、そういうお考えはござりますか、どうですか。

○鷹岡國務大臣 そういう見方も確かにあろうかと思います。戰後の日本の農林関係の政策、農林水産行政というものは、ある一定方向に向かつて強化されつづけられてきた、私はこういう認識を持っております。国の予算を見てみましても、また昭和三十六年に農業基本法を制定いたしました、農家の生活の向上を期するというような目標を掲げて農政を進めてきたわけでござります。したが

ではなくて、やはり集団的にそれらの土地利用を図るというような形がとられておりますが、この実績も昨年の十二月末で約四万七千ヘクタールまで、かなり面積も伸びております。このメリットという点はすでに米の生産費等にもあらわれておりますように、大規模化の有利性というのは、非常に最近土地利用型農業におきましても顕著にあらわれております。やはり所得面等を考えましても、そうした形での大規模化あるいは集団化等によりますメリットを確保すべきじゃないかということで、目下地域農政等を中心にしてまいりたいというふうにいま進めておるところでございます。

第二点の、しかばな中核農家の育成ということ

が兼業農家を切り捨てる申しませんか、非常に零細規模の農家を追いやりというようなことになるのではないかというような御指摘かと存じます

が、確かにそうした形で、中核的担い手を中心

にしまして規模が拡大することは、農業の生産性を高めていくということでは重要な点でございま

すが、同時に、こうした第三種兼業農家等が、私ども結論的に言いますと、併存すると申します

か、住み分けて農村社会で両立するような姿を今後描きたい。これは大変むずかしい問題でござい

ますが、現在の農村は、御存じのように大変老齢化傾向は都市よりも進んでおります。こうした形

で、第二種兼業農家で自家消費的な農業を続け、地域社会におきましての生きがいなり食生活ある

いは健康を保持していくべきもあるわけでございます。

うようなことではなく、地域社会の中に取り込んで、中核的農家のそしした規模拡大の活動とが両立するような方向をぜひとりたい。そのため農村の環境の整備であるとか、各般のきめ細かい施策が必要ではないか、このように考えておりま

す。非常に理想的な点はあるうかと思いますが、現実的にはそうした形で地域・地域の問題として、それぞれの地域に即してきめ細かい対策をす

べきじゃないか、このように考えております。

○市川委員 今度は少し具体的に質問したいと思

います。

臣もさつきおっしゃつておりましたけれども、い

までの研究は専門分化し過ぎていて、実際、統

合という観点で見ると、役に立たないというと言

い過ぎですけれども、そういうきらいがあつた。

特に実際農業を営んでいる現場に役に立つ研究は少ないという批判が強かつた。その現場の農業者に寄せして役立つ研究テーマが少ない。今回、こ

ういう研究所ができるのですが、たとえば具体的に申し上げますと、イチゴ、トマト、キュウリな

ど温室野菜の研究というのは非常に多いのですけ

れども、大臣が指定した重要野菜、大根、キャベ

ツ、タマネギ、白菜、こういうものに対する研究

テーマが少ないのでないのか、こういう批判が

あります。その点について今後どんな考え方を持

つていらっしゃるのか。

それから、土壤微生物の研究、たとえば微生物

の量とかバランスとか天敵の生態系とか——いわ

ゆる農業に頼ってきて地力が衰弱した。その地力

を回復したい。回復するには、深く掘る。その場

合に、そういう土中の微生物の研究というものが

は、現場サイドの農民としては非常に欲している

わけですね、そういう研究が進んでいくことが

こうしたことにもっと本気になって取り組むべき

ではないのか。それが今回のこういう研究所がで

きることによってかなり本腰が入るのかどうかと

いうことですね。

それからもう一つは、先ほども大臣ちらつとお

つしゃつておりましたが、今まで国レベルでの

こうした研究成果が、一番その研究成果を必要と

している農民に適切に届いていないという欠点で

すね。国から県まではわりかし来るのでこれで

はないのか、このように考えておりま

す。非常に理想的な点はあるうかと思いますが、

現実的にはそうした形で地域・地域の問題とし

て、それぞれの地域に即してきめ細かい対策をす

べ

きません。

○市川委員 今度は少し具体的に質問したいと思

います。

臣もさつきおっしゃつておりましたけれども、い

までの研究は専門分化し過ぎていて、実際、統

合という観点で見ると、役に立たないというと言

い過ぎですけれども、そういうきらいがあつた。

特に実際農業を営んでいる現場に役に立つ研究は少ないという批判が強かつた。その現場の農業者に寄せして役立つ研究テーマが少ない。今回、こ

ういう研究所ができるのですが、たとえば具体的に申し上げますと、イチゴ、トマト、キュウリな

ど温室野菜の研究というのは非常に多いのですけ

れども、大臣が指定した重要野菜、大根、キャベ

ツ、タマネギ、白菜、こういうものに対する研究

テーマが少ないのでないのか、こういう批判が

あります。その点について今後どんな考え方を持

つていらっしゃるのか。

それから、土壤微生物の研究、たとえば微生物

の量とかバランスとか天敵の生態系とか——いわ

ゆる農業に頼ってきて地力が衰弱した。その地力

を回復したい。回復するには、深く掘る。その場

合に、そういう土中の微生物の研究というものが

は、現場サイドの農民としては非常に欲している

わけですね、そういう研究が進んでいくことが

こうしたことにもっと本気になって取り組むべき

ではないのか。それが今回のこういう研究所がで

きることによってかなり本腰が入るのかどうかと

いうことですね。

それからもう一つは、先ほども大臣ちらつとお

つしゃつておりましたが、今まで国レベルでの

こうした研究成果が、一番その研究成果を必要と

している農民に適切に届いていないという欠点で

すね。国から県まではわりかし来るのでこれで

はないのか、このように考えておりま

す。非常に理想的な点はあるうかと思いますが、

現実的にはそうした形で地域・地域の問題とし

て、それぞれの地域に即してきめ細かい対策をす

べ

きません。

○市川委員 今度は少し具体的に質問したいと思

います。

臣もさつきおっしゃつておりましたけれども、い

までの研究は専門分化し過ぎていて、実際、統

合という観点で見ると、役に立たないというと言

い過ぎですけれども、そういうきらいがあつた。

特に実際農業を営んでいる現場に役に立つ研究は少ないという批判が強かつた。その現場の農業者に寄せして役立つ研究テーマが少ない。今回、こ

ういう研究所ができるのですが、たとえば具体的に申し上げますと、イチゴ、トマト、キュウリな

ど温室野菜の研究というのは非常に多いのですけ

れども、大臣が指定した重要野菜、大根、キャベ

ツ、タマネギ、白菜、こういうものに対する研究

テーマが少ないのでないのか、こういう批判が

あります。その点について今後どんな考え方を持

つていらっしゃるのか。

それから、土壤微生物の研究、たとえば微生物

の量とかバランスとか天敵の生態系とか——いわ

ゆる農業に頼ってきて地力が衰弱した。その地力

を回復したい。回復するには、深く掘る。その場

合に、そういう土中の微生物の研究というものが

は、現場サイドの農民としては非常に欲している

わけですね、そういう研究が進んでいくことが

こうしたことにもっと本気になって取り組むべき

ではないのか。それが今回のこういう研究所がで

きることによってかなり本腰が入るのかどうかと

いうことですね。

それからもう一つは、先ほども大臣ちらつとお

つしゃつておりましたが、今まで国レベルでの

こうした研究成果が、一番その研究成果を必要と

している農民に適切に届いていないという欠点で

すね。国から県まではわりかし来るのでこれで

はないのか、このように考えておりま

す。非常に理想的な点はあるうかと思いますが、

現実的にはそうした形で地域・地域の問題とし

て、それぞれの地域に即してきめ細かい対策をす

べ

きません。

○市川委員 今度は少し具体的に質問したいと思

います。

臣もさつきおっしゃつておりましたけれども、い

までの研究は専門分化し過ぎていて、実際、統

合という観点で見ると、役に立たないというと言

い過ぎですけれども、そういうきらいがあつた。

特に実際農業を営んでいる現場に役に立つ研究は少ないという批判が強かつた。その現場の農業者に寄せして役立つ研究テーマが少ない。今回、こ

ういう研究所ができるのですが、たとえば具体的に申し上げますと、イチゴ、トマト、キュウリな

ど温室野菜の研究というのは非常に多いのですけ

れども、大臣が指定した重要野菜、大根、キャベ

ツ、タマネギ、白菜、こういうものに対する研究

テーマが少ないのでないのか、こういう批判が

あります。その点について今後どんな考え方を持

つていらっしゃるのか。

それから、土壤微生物の研究、たとえば微生物

の量とかバランスとか天敵の生態系とか——いわ

ゆる農業に頼ってきて地力が衰弱した。その地力

を回復したい。回復するには、深く掘る。その場

合に、そういう土中の微生物の研究というものが

は、現場サイドの農民としては非常に欲している

わけですね、そういう研究が進んでいくことが

こうしたことにもっと本気になって取り組むべき

ではないのか。それが今回のこういう研究所がで

きることによってかなり本腰が入るのかどうかと

いうことですね。

それからもう一つは、先ほども大臣ちらつとお

つしゃつておりましたが、今まで国レベルでの

こうした研究成果が、一番その研究成果を必要と

している農民に適切に届いていないという欠点で

すね。国から県まではわりかし来るのでこれで

はないのか、このように考えておりま

す。非常に理想的な点はあるうかと思いますが、

現実的にはそうした形で地域・地域の問題とし

て、それぞれの地域に即してきめ細かい対策をす

べ

きません。

○市川委員 今度は少し具体的に質問したいと思

います。

臣もさつきおっしゃつておりましたけれども、い

までの研究は専門分化し過ぎていて、実際、統

合という観点で見ると、役に立たないというと言

い過ぎですけれども、そういうきらいがあつた。

特に実際農業を営んでいる現場に役に立つ研究は少ないという批判が強かつた。その現場の農業者に寄せして役立つ研究テーマが少ない。今回、こ

ういう研究所ができるのですが、たとえば具体的に申し上げますと、イチゴ、トマト、キュウリな

ど温室野菜の研究というのは非常に多いのですけ

れども、大臣が指定した重要野菜、大根、キャベ

ツ、タマネギ、白菜、こういうものに対する研究

テーマが少ないのでないのか、こういう批判が

あります。その点について今後どんな考え方を持

つていらっしゃるのか。

それから、土壤微生物の研究、たとえば微生物

の量とかバランスとか天敵の生態系とか——いわ

ゆる農業に頼ってきて地力が衰弱した。その地力

を回復したい。回復するには、深く掘る。その場

合に、そういう土中の微生物の研究というものが

は、現場サイドの農民としては非常に欲している

わけですね、そういう研究が進んでいくことが

こうしたことにもっと本気になって取り組むべき

ではないのか。それが今回のこういう研究所がで

きることによってかなり本腰が入るのかどうかと

いうことですね。

それからもう一つは、先ほども大臣ちらつとお

つしゃつておりましたが、今まで国レベルでの

こうした研究成果が、一番その研究成果を必要と

している農民に適切に届いていないという欠点で

すね。国から県まではわりかし来るのでこれで

はないのか、このように考えておりま

す。非常に理想的な点はあるうかと思いますが、

現実的にはそうした形で地域・地域の問題とし

て、それぞれの地域に即してきめ細かい対策をす

べ

きません。

○市川委員 今度は少し具体的に質問したいと思

います。

臣もさつきおっしゃつておりましたけれども、い

までの研究は専門分化し過ぎていて、実際、統

合という観点で見ると、役に立たないというと言

い過ぎですけれども、そういうきらいがあつた。

特に実際農業を営んでいる現場に役に立つ研究は少ないという批判が強かつた。その現場の農業者に寄せして役立つ研究テーマが少ない。今回、こ

ういう研究所ができるのですが、たとえば具体的に申し上げますと、イチゴ、トマト、キュウリな

ど温室野菜の研究というのは非常に多いのですけ

れども、大臣が指定した重要野菜、大根、キャベ

ツ、タマネギ、白菜、こういうものに対する研究

テーマが少ないのでないのか、こういう批判が

あります。その点について今後どんな考え方を持

つていらっしゃるのか。

それから、土壤微生物の研究、たとえば微生物

の量とかバランスとか天敵の生態系とか——いわ

ゆる農業に頼ってきて地力が衰弱した。その地力

を回復したい。回復するには、深く掘る。その場

合に、そういう土中の微生物の研究というものが

は、現場サイドの農民としては非常に欲している

わけですね、そういう研究が進んでいくことが

こうしたことにもっと本気になって取り組むべき

ではないのか。それが今回のこういう研究所がで

きることによってかなり本腰が入るのかどうかと

いうことですね。

それからもう一つは、先ほども大臣ちらつとお

つしゃつておりましたが、今まで国レベルでの

と密接につながっている研究でなければならぬ
と思うのです。そういう点もひとつ十分に留意を
していただきたいと思います。

最近脚光を浴びているというか遺伝子工学の研究というのですか、たとえば上海、南京では大根と白菜のあいのこを研究してみたり、あるいはトマトとウマロコシを複合させた丈夫な種をつくるとか、こういう研究ですね。こういう研究が実現できれば、稻にも根粒菌がつかず窒素肥料なしで育てることができる。こういう遺伝子工学の研究なども、いうことも、今回のセンターではおやりになるつもりですか、どうですか。

○川嶋政府委員 この研究センターの基本的な目

的といたしまして、総合性というのをたびたび申し上げておるわけですが、いりますけれども、そういうものがございませんと、この総合性も生きてこなさいということで、従来の専門型の研究は、それだけの研究機関でより一層深化をしていくといつてが一方にありますと、それと両輪になって進めていくということです。ざいますので、たゞいま先生の御指摘になりましたような遺伝子工学の研究そのものにつきましては、農業技術研究所ですとかその他のいろいろの基礎の研究をやっているところがございますので、そういうところで分担してやっていくことになるわけでございますが、のセンターでも普通作物等の品種改良をやることになつておりますので、そういうふたよな基本的な手法を改良していくところには積極的に利用してまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

そだ三、三に何

これから今回のこととの二月冷害があつて、政務次官等がお見えになつて農業関係者に同じく早期出荷の奨励をされた。もちろん大臣が現場に行かれた。

り、政務次官が現場に行かれて、台風で被害があつたその被害をこちらになりに行つたのもあつたのだろうと思いますが、とにかく野菜が足らないから出してくれ、それから冷害があつた、野菜が足らないから出してくれ、そのこと自体結構なことなんですが、しかしまして反面、そういう台風があったとか冷害があつたというときだけと言うと語弊がありますけれども、お見えになつて、ただ品物を出せと言つ、悪い言葉で言えば野菜のかき集めというのですか、それだけでお見え

になる。こういうことに對する非常な反発もあるわけですね。それだったらなぜもつと日ごろ、子どもになぜもつと力を入れないので、こういう地元の気持ちがあるわけです。

そこで、冷害や干ばつに強い野菜の生産体制を確立するということが非常に重要だと思うのです。ことしの二月の場合なんかは、普通だったたら市場に出しても売れないようなもの、B品といふのですか、これさえも早く出してくれ、こういうことだつたらしいのですけれども、そういう困ったときの神頼みではなくて、ふだんからもつとそういう冷害や干ばつに強い野菜の生産体制といふものをつくるべきじゃないのか。そういう観点で考えると、少なくとも最低次のような施策を講ずる必要があるのでないか。

一つは、地方の回復ということですね。これによれば農林水産省の地力保全基本調査でもすでに御承知のように、わが国の不良土壤面積は、水田で三ヵ所、畑で六七%、果樹園地で六四%、こういうとて良土壤というものが指摘されているわけですが、これは主に化学肥料の使い過ぎではないかと思われるのです。そういうことで、これからこういう化肥料の使い過ぎによって低下した地力をどう回復していくのかというのは非常に基本的で、しかかも重要な問題だと思うのです。あるいは抵抗力の大き

る野菜をつくる。気温が一、二度下がっても大丈夫、こういう抵抗力のある野菜をつくる。そういう

る野菜をつくる。気温が一、二度下がっても大丈夫、こういう抵抗力のある野菜をつくる。そういう品種の改良ということが一つは不可欠だと思う。

もう一つは、水を潤沢に供給する体制というか、機械装置、こういう体制づくりですね。少なくともこの三点に力を入れないとならないのではなくかと、いうふうに思うのですが、この点、大臣どうぞ用意費も持つていらっしゃいますか。先ほ

○鶴岡國務大臣　冷害に強い蔬菜の品種をつくり上げて、いろいろこころも、これは一つの大きな命題との、台風のときや冷害のときだけ来るということに対する反発ということを含めて御答弁をいただきたいと思います。

題であろうかと思います。特に私もことし一年農林水産省おりまして経験いたしたわけでありますが、平均気温よりも気温が下がるなんというようなことはもうないであろうと思つておりますところへ、六十年ぶり、あるいは八十年ぶりといったような低温がやつてまいる、そのために去年の十二月から一月にかけまして葉菜類がほとんど寒害によつてやられて、野菜の一ヶ月期における暴騰を招いた、こういうことがあるわけでござります。そして、三浦半島あるいは鹿児島、沖縄県等にも大変御苦労をおかけしたわけでございます。

そういう点から考えますと、やはり寒冷地帯においても葉菜類が収穫できるような品種改良がされなければ一番いいわけですが、それを造出するまではなかなか容易ではない。しかし、努力は続けなければなりません、二つうることでやつておるだけであり

なれども、たしかに、さういふ意味で、品種の改良はもちろんでござりますが、さらに地域的に畜産改良普及員あるいは養蚕の普及員、畜産の普及者なども、日ごろ生産者の声といふのを十分に農林水産省当局がキャッチして、そうしてそれによつておればあるいはそういう批判が出来ないのかもしれません。そういう意味において私どもとしては県を通じ、市町村を通じ、また農業改良普及員あるいは養蚕の普及員、畜産の普及者

員、あるいは林野関係の普及員の諸君等を通じて農業、林業、水産の技術を農家、漁家、林家のも

員、あるいは林野関係の普及員の諸君等を通じて農業、林業、水産の技術を農家、漁家、林家のものにつないでまいるという指導をしておるわけでござります。今後もそういう点について、その制

とにつないでまいりという指導をしておるわけでござります。今後もそういう点について、その制度を積極的に運営をいたしてまいりますとともに、やはり技術の浸透、普及というものは、この改良普及員、あるいは養蚕技術員の手を通じて農家の庭先に、あるいは圃場に届けておるわけでございますので、この点ももっと積極的に行政的な強化を図つていかなければならぬのかなというような感じも持つておる次第でござります。

○市川委員 さつきの設置法絡みなんですがれども、前回たしか農林水産省の設置法のときに同じことを質問したのですけれども、先ほども申し上げ

げましたが、土中微生物の研究、これは今回の研究センターではどこの課というかこのセクションでやるのですか。そしてそれは何人ぐらいで研究体制を組まれていいのですか。

○鴨川政府委員 先ほど概略的なことを御説明申し上げましたが、専門的な従来やっているのをさらに深化していく、ということは、耕地環境部というところに研究室がございまして、そこでやります。(市川委員「環境部のどこですか」と呼ぶ) 環境部の一般的な病害というところはいろいろやるわけですが、特に線虫害でございます。これは研究室、大体いまの研究室は三名程度の研究員でやつておるわけでございますが、これが中心になりますて、あと畠病害、そういうたところで、中心にやることになります。それは全く土壤微生物そのものでございまして、それに関係いたしまして

して土壤肥料の研究室、そういったところ等でもそれに関連したことを行ってまいります。この研究センターはこういったような細かいことを特に中心にやるということではございませんのでそういうようなもとと専門的なところは、農業技術研究所とかほかの方でやっておりますので、これはこの研究センターの中での中心的な研究室でございます。こういうような従来型の個別のものを総合的にやつていこうということで総合研究室

というのがございまして、そこにプロジェクトチームで研究するチームがいまのところ五チーム考えてございます。そのうちのチームは、この土壤微生物を中心としまして連作障害、これをそれ専門の方たちを大体五人から十人ぐらい集めまして、そこで総合的にやつていうことは、ただちにいろいろな研究を勝手にやつております。当然それはそれぞれ生きしていくわけであります。それで、それが生きていくわけでもあります。

ただちにいろいろな研究を勝手にやつておるだけですとおのずから限界がございますので、関係の研究機関、都道府県も含めまして相当大規模なプロジェクトを組んでやつていただきたい、ここはその中核になってやつっていく、こういう考え方でござります。

○市川委員 それから、ちょっと具体的に確認しておきたいのですけれども、農業改良普及所は月に一度程度定例会で市や農協や研究所の人たち、関係者が集まる。こういう農業改良普及所にいま国がどんな研究をしているかという研究テーマのリスト、研究テーマだけでもいいから定期的に知らせてもらうと非常にありがたい、こういう意見もございますが、技術的にどうなのかということがありますけれども、そういう何か積極的にいま国がこういう研究をしておるそぞ知らせていくお考えはございますか、どうですか。

○川崎政府委員 それぞれの研究機関で、たとえば野菜ですかとか果樹ですかなどといったような研究機関が、それぞれ全国的に幾つかに分けまして、普及員を全部集めるということは大変でございますので、各県の専門技術員というのがございまして、こういった人たちに集まつてもらいましていろいろ情報を流す。それからさらに普及所の方に流していく。これはかなり流動的に、年に一回とか印刷物とかそういうことでなくして、人と人の関係の中でいろいろ話し合いをしていくと、いうのがございます。今回の農業研究センターは、そういったような専門は從来かなりやつておるわけすけれども、もう少し広い経営的な視野

とか地域的な問題とか、そういうような問題についても抜けておりますので、そういう点も今それで、公のルートはいろいろございまして、私どもの方では全研究機関の全リストを印刷しまして配付しております。それからまた、それはなかなか見にくい点もありますので、いろいろ碎いてやつていこうということで、今回私どもの事務局の組織もいろいろ反省も含めまして、われわれが何をやっているかということを、従来は非常に単純な生産目的ですので、米を一生懸命生産している人は米の試験場へ行けばわかる、こういう非常に単純な関係がありますので、お互の情報は非常にしやすかつたのですけれども、いろいろな人がいろいろなことを考える、今まで米をやっておる人が別なものをする、どこへ聞きに行けばいいかということが非常にわかりにくいけでござりますので、私どもの方でそういう広報を強化していくこうということで、そういう組織がえをいたしました。

それからまた、筑波には情報センターというのをつくっておりまして、いまのところは研究のサービスというのに非常に重点を置いているわけでありますけれども、さらにそういう形で最近情報が非常に発達しておるわけでございますので、オンライン方式でできるような方向へ情報を流していくような努力もこれから始めたいと思っておるわけでございます。

○市川委員 先ほど地力の回復ということを申し上げたのですけれども、ここでぜひ御理解いただきたいのですが、地力の回復に当たつて堆肥の確実な利用ができるような方向へ情報を流していくよう努力もこれから始めたいと思つておるわけでございます。

実際、野菜指定産地の整備近代化事業の分は、今回一つ終わりましたけれども、今後の一つの問題として、要望なんですけれども、国庫補助はあくまでも建設費の五〇%ということになつていていますが、やはりこの堆肥舎建設の最大のネックは用地確保。いま大体賃借が多いのですけれども、これから用地をたとえば買取するという場合も当然出てくると思うのですけれども、そういう用地確保に向けてかかる費用、これについて、そういう堆肥小屋利用組合をつくつてやつているわけですけれども、そういう組合に対する何らかの国としての援助というものを考えてもらえないだろうか、こういうことなんですが、この点いかがでしょうか。

野菜の指定産地整備近代化事業の三浦市を対象にした今年度の第二次がたしか終了した。しかし、この整備近代化事業での適用分は終わつたのですけれども、これで三浦市としては堆肥舎の建設が全部終わつたわけではなくて、これからも堆肥舎をぜひつくつていただきたい、こういうことなんです、この整備近代化事業以外の方法で、こういう助けですけれども、そういう組合に対する何らかの国としての援助というものを考えてもらえないだろうか、こういうことなんですが、この点いかがでしょうか。

堆肥舎建設に対する国としての補助をこれからしていくお考えはござりますか、どうですか。

○市川委員 まあそれを十分わかつた上で、この地力の回復ということ、これがやはり野菜を確保するという意味において非常に重要なので、御検討いただければ、ぜひ検討していただきたいと思います。

○市川委員 まあそれを十分わかつた上で、この要望申し上げたのです。今後の問題として、この地力の回復ということ、これがやはり野菜を確保するという意味において非常に重要なので、御検討いただければ、ぜひ検討していただきたいと思います。

野菜の指定産地整備近代化事業の三浦市を対象にした今年度の第二次がたしか終了した。しかし、この整備近代化事業での適用分は終わつたのですけれども、これで三浦市としては堆肥舎の建設が全部終わつたわけではなくて、これからも堆肥舎をぜひつくつていただきたい、こういうことなんです、この整備近代化事業以外の方法で、こういう助けですけれども、そういう組合に対する何らかの国としての援助というものを考えてもらえないだろうか、こういうことなんですが、この点いかがでしょうか。

堆肥舎建設に対する国としての補助をこれからしていくお考えはござりますか、どうですか。

○市川委員 まだいま構造改善局の方から、構造改善事業としても計画があり助成をする予定があるということでおこないますが、別途私どもの方の局で、野菜だけに着目した形での助成事業をいろいろ考えておりますが、先生御指摘のように、指定産地の整備事業は終わりますが、地力維持、作柄安定の重要性は御指摘のとおりでござりますので、今年度から新しく野菜の作柄安定の

が、団体営で取り上げます事業につきましては、年々採択基準について小規模なものもとれるようにしてまいり、現在では十ヘクタール以上までは取り上げられるということになつておるわけですが、

ただ、先生の御指摘ですと
件をもつと下げられないかということお話をございま
すが、実は土地改良総合整備事業におきまして
は、その基本的な部分が十ヘクタール以上まとま
つておれば、それに付随するところの事業として
二ヘクタールとか三ヘクタールとか小規模のもの
がありましても、それをあわせ行う事業として取
り上げるということは可能でございます。やはり
公共事業でございますから、どこか全体として基
本にまとまつたものがあつて、公共性があるとい
うことでないと、その個々の地区ただ一ヵ所の二
ヘクタールか三ヘクタールのところだけを対象に
取り上げるというわけにはまいりません。ですか
ら、全体の中でそれをうまく拾えるような計画を
組んでいくということならば対象として取り上げ
ることも可能でございますし、それから公共事業
ではございませんけれども、非公事業のたとえば
構造改善事業にいたしましても、あるいは山村と
か定住とか、それ以外の、地域の基盤整備を中心
とした構造政策のいろいろな事業もございます。
そういうた事業の中ではほかの総合的な地域の構造
政策とあわせて行う場合には、小規模の圃場整
備、畠地の整備というのも取り上げることはま
た可能でございます。

それで、三浦市の実態がどうかということは、
これは県が一番よく承知していることございま
しょうから、ひとつ県でそこら辺の状況も判断し
て御検討をいただければというふうに思います。
また御相談があれば、私どもとしても十分検討い
たしたいと存じます。

○市川委員 いまの意味をちょっと確認します
が、要するに一ヵ所が十ヘクタール以上ではなく
ても、たとえば六ヘクタールと五ヘクタールの十

地が離れ離れにあつたとしても、その二つの土地を合わせて十ヘクタール以上で、しかもこの事業を同時にやるのだ、こういうふうにまとめて出してくれればいい、こういうふうに理解しているのですか。

○杉山(克)政府委員 全部寄せ集めて十ヘクタールというのではなくて、基本に十ヘクタールというのがどこか一ヵ所あって、それとあわせ行う場合はという意味でございます。ただ、それは公共事業の場合でございまして、非公の場合には、非公共事業の場合はそういうことまではいってない、そういう意味で申し上げたわけでござります。

○市川委員 趣旨はよくわかりましたが、最初の台風のとき、私たちも実際見に行きましたけれども、キャベツとか大根がどろをかぶって全部ネジで巻いたみたいになつていてひどい状態だったわけですよ。そういうときに農林省から、とにかく野菜が暴騰する、また野菜が足らないから協力してほしいということでお大臣や政務次官の方がお見えになる。そのこと自体は努力は多とするのだけれども、したがつてそういうことで協力したいのだけれども、実はいま申し上げたような問題で個々に困っているわけですね。要するに、こういうことを余りしゃくし定規にやらないでくれといふことなんですよ。困ったときだけ来て、普通だったら市場に出さないような品物でもいいから出してくれなんて言われるところはもつときめ細かく耳を傾けて聞いてもらいたい。それが行き届いていれば一声かけば気持ちよく協力してくれると思うのですよ。そういう意味で、どうかそういうことも十分に配慮していただきたいというふうに思います。

それから、自治省の方にちょっとイロハを聞いて申しわけないのですが、これは後の質問と関連しているのですけれども、農協の建物に対しても固定資産税が非課税措置になつているのはどういう趣旨なんですか。

○浅野説明員　たゞいまお話をございました農業協同組合の所有する事務所、それから倉庫もある七年に国会の方の御修正で非課税措置が講じられたということでございますが、事務所及び倉庫に係る固定資産税の非課税でございますが、これは昭和二十一年に国会の方の御修正で非課税措置が講じられたということでございまして、そのときの趣旨の説明等を拝見いたしますと、これは農業協同組合の保護育成ということであつたよう理解いたしております。

○市川委員　大槻ではその趣旨に合致するのではないかと思うのですけれども、そういう農協の建物は非課税措置になつてゐる。しかし、各農家が共同出荷するときに、その出荷の場所ですね。運営費という項目で完全上高の一・五%から二・五%の手数料を農協が取つてゐる。その手数料といふのは、要するに集出荷場に課税されている固定資産税分である。したがつて、農協の建物が非課税になつてゐるなら、実際こういう農家が共同の集出荷に使う建物、これもそういう趣旨から見ると非課税の適用を受けてもおかしくはないのじやないか、こういう意見あるいは要望なのですが、この点についてどういうお考えですか。

○浅野説明員　税制上の特別の措置を講ずるにつきましてはいろいろ検討課題もあるわけでございまして、一つは政策の緊要性あるいはいろいろな施設の性格ということをございましょう。それとやはり税負担のバランスということについても十分考えなければいけないのだろうと思うのでござります。そういう点で集出荷施設が重要な機能を果たしていることはそつたと思うのでござりますけれども、では農業協同組合のいろいろな施設でほかにそういう重要な機能を果たしているものもあるのではないか、農業協同組合以外の事業主体が持つておりますいろいろな施設で重要なものもあるのではないか、その辺のバランスはどうかという問題がござります。

から集出荷施設というのは、農業協同組合によってはそういうものを設置してないものもある、こういうようなところもあるのではないかと思います。その辺の事情をいろいろと考え合わせまして、あわせて現在国の財政と同様地方財政も非常に厳しい状況にあるわけございまして、一般論として申し上げますと、むしろ税制上の特別措置というのは見直して整理合理化を図らなければいけない、こういうようなことが課題になつておる時期でもございますので、ただいまの集出荷施設につきまして特別措置を講ずるということは、非常に困難ではないかというふうに考えております。

○市川委員 時間が迫つておりますから、もう一問。これは農林水産大臣にもぜひ御理解をいただきたいことなのですけれども、直接の農水省の所管ではないかもしませんが、旧陸軍省が持っていた旧軍道ですか、これが二本三浦市にある。この旧軍道の所有権がいま大蔵省にある。大蔵省から無償でいま借りて、市道に認定して市が使つている。ところが建設省から三分の二の道路補修の補助は受けておりますが、三分の一の道路整備の負担に市は財政的にたえられないということで、なかなか道路の整備が進まないわけですね。

もう一つは、カーブが非常に多いので、道路をつくる場合カーブを真っすぐにさせたい、真っすぐにするにはカーブしている部分を代替地として交換したり何かしたい。ところが、これは所有権が大蔵省にありますからそういうことはできない。きわめて能率の悪い、効率の悪い道路の整備の仕方をせざるを得ないわけですね。真っすぐで生きるもののが真っすぐできない、こういうことでいま困っていて、県道の指定をしてくれといふことで県に何回か働きかけたのですが、県の方は距離が短いということで、距離が短いといつても三千四百二十メートルあるいはもう一本の道は千五百メートルなのですから、この道が言つてみればキャベツや大根の集出荷の本当に主要道路にない生に出ているような道として、車に乗つていきました

○市川委員 いまの意味をちょっと確認しますが、要するに一ヵ所が十ヘクタール以上ではなくても、たとえば六ヘクタールと五ヘクタールの土

地が離れ離れにあつたとしても、その二つの土地を合わせて十ヘクタール以上で、しかもこの事業を同時にやるのだ、こういうふうにまとめて出してくれればいい、こういうふうに理解しているのですか。

○杉山(克)政府委員 全部寄せ集めて十ヘクタールというのではなくて、基本に十ヘクタールというのがどこか一ヵ所あって、それとあわせて行う場合はという意味でございます。ただ、それは公共事業の場合でございまして、非公の場合には、非公共事業の場合はそういうことまではいってない、そういう意味で申し上げたわけでござります。

○市川委員 趣旨はよくわかりましたが、最初の台風のとき、私たちも実際見に行きましたけれども、キャベツとか大根がどろをかぶって全部ネジで巻いたみたいになつていてひどい状態だったわけですよ。そういうときに農林省から、とにかく野菜が暴騰する、また野菜が足らないから協力してほしいということでお大臣や政務次官の方がお見えになる。そのこと自体は努力は多とするのだけれども、したがつてそういうことで協力したいのだけれども、実はいま申し上げたような問題で個々に困っているわけですね。要するに、こういうことを余りしゃくし定規にやらないでくれといふことなんですよ。困ったときだけ来て、普通だったら市場に出さないような品物でもいいから出してくれなんて言われるところはもつときめ細かく耳を傾けて聞いてもらいたい。それが行き届いくれば一声かけば気持ちよく協力してくれると思うのですよ。そういう意味で、どうかそういうことも十分に配慮していただきたいというふうに思います。

それから、自治省の方にちょっとイロハを聞いて申しわけないのですが、これは後の質問と関連しているのですけれども、農協の建物に対しても固定資産税が非課税措置になつているのはどういう趣旨なんですか。

○浅野説明員　たゞいまお話をございました農業協同組合の所有する事務所、それから倉庫もある七年に国会の方の御修正で非課税措置が講じられたということでございますが、事務所及び倉庫に係る固定資産税の非課税でございますが、これは昭和二十一年に国会の方の御修正で非課税措置が講じられたということでございまして、そのときの趣旨の説明等を拝見いたしますと、これは農業協同組合の保護育成ということであつたよう理解いたしております。

○市川委員　大槻ではその趣旨に合致するのではないかと思うのですけれども、そういう農協の建物は非課税措置になつてゐる。しかし、各農家が共同出荷するときに、その出荷の場所ですね。運営費という項目で完全上高の一・五%から二・五%の手数料を農協が取つてゐる。その手数料といふのは、要するに集出荷場に課税されている固定資産税分である。したがつて、農協の建物が非課税になつてゐるなら、実際こういう農家が共同の集出荷に使う建物、これもそういう趣旨から見ると非課税の適用を受けてもおかしくはないのじやないか、こういう意見あるいは要望なのですが、この点についてどういうお考えですか。

○浅野説明員　税制上の特別の措置を講ずるにつきましてはいろいろ検討課題もあるわけでございまして、一つは政策の緊要性あるいはいろいろな施設の性格ということをございましょう。それとやはり税負担のバランスということについても十分考えなければいけないのだろうと思うのでござります。そういう点で集出荷施設が重要な機能を果たしていることはそつたと思うのでござりますけれども、では農業協同組合のいろいろな施設でほかにそういう重要な機能を果たしているものもあるのではないか、農業協同組合以外の事業主体が持つておりますいろいろな施設で重要なものもあるのではないか、その辺のバランスはどうかという問題がござります。

から集出荷施設というのは、農業協同組合によってはそういうものを設置してないものもある、こういうようなところもあるのではないかと思います。その辺の事情をいろいろと考え合わせまして、あわせて現在国の財政と同様地方財政も非常に厳しい状況にあるわけございまして、一般論として申し上げますと、むしろ税制上の特別措置というのは見直して整理合理化を図らなければいけない、こういうようなことが課題になつておる時期でもございますので、ただいまの集出荷施設につきまして特別措置を講ずるということは、非常に困難ではないかというふうに考えております。

○市川委員 時間が迫つておりますから、もう一問。これは農林水産大臣にもぜひ御理解をいただきたいことなのですけれども、直接の農水省の所管ではないかもしませんが、旧陸軍省が持っていた旧軍道ですか、これが二本三浦市にある。この旧軍道の所有権がいま大蔵省にある。大蔵省から無償でいま借りて、市道に認定して市が使つている。ところが建設省から三分の二の道路補修の補助は受けておりますが、三分の一の道路整備の負担に市は財政的にたえられないということで、なかなか道路の整備が進まないわけですね。

もう一つは、カーブが非常に多いので、道路をつくる場合カーブを真っすぐにさせたい、真っすぐにするにはカーブしている部分を代替地として交換したり何かしたい。ところが、これは所有権が大蔵省にありますからそういうことはできない。きわめて能率の悪い、効率の悪い道路の整備の仕方をせざるを得ないわけですね。真っすぐで生きるもののが真っすぐできない、こういうことでいま困っていて、県道の指定をしてくれといふことで県に何回か働きかけたのですが、県の方は距離が短いということで、距離が短いといつても三千四百二十メートルあるいはもう一本の道は千五百メートルなのですから、この道が言つてみればキャベツや大根の集出荷の本当に主要道路にない生に出ているような道として、車に乗つていきました

すと頭が上にこつんと突っかえるような、パウンドするような悪い道である。したがって、この道が集出荷に非常に障害になっているわけです。何とか整備したい。

そこで、本来もとの始まりは、旧陸軍省が地元住民から強制買収した砲台に通ずる道路ということなのです。ですから、本当は戦後早い時期に自治体に払い下げるか、あるいは国が持つなら持つで、国が整備をきちんとするか何かしなければならないものがそのまま放置されてきた。それがいまキャベツとか大根とかいうものの輸送に非常に支障を来しているということで、この解決についてぜひ農林水産大臣の方も御理解をいただいてお力添えいただきたいということなのです。歴史的な経過から見てどうでしようか。農林水産省の方で重要野菜指定産地に指定している三浦市の野菜の輸送に非常に重要な役割りを果たしている道路がそういう状況にある。この問題の解決に明らかのお力添えを大臣いただけませんか、どうですか。

○杉山(克)政府委員 いま御指摘になりました問題の道路は、これはすでに市道十九号線として取り扱われており、建設省の補助事業、市町村国庫補助道路事業ということでお採択されておって、五千五百九十一メートルのうち二千八百六十六メートルが改良済みであるということになつております。実はこれは先ほど神奈川県に電話で照会して確かめたところでございますので、それ以上の詳細はまだわかつております。

ところで、こういった道路が非常に整備が不十分であつて、しかも野菜の集出荷のためにきわめて重要な役割りを果たしているから、その整備について農林水産省としてどうかということでございますが、これにつきましては、やはり県がある市がどういうふうに考へているかということをまず確認いたしたいと思います。それから、そういった道路について農道としての整備ができるのかという問題があるわけですがありますけれども、すでに市道として管理され、そ

れから補助事業として事業が現在まだ継続的に行われている状況でありますと、その管理責任の問題もございます。もちろん市道だから農道の改修うことなどないです。ですから、本当は戦後早い時期に自治体に払い下げるか、あるいは国が持つなら常に支障を来しているということで、この解決についてぜひ農林水産大臣の方も御理解をいただいてお力添えいただきたいということなのです。

○市川委員 それから、建設省と大蔵省の方お見えになつていらっしゃると思うので、この際要望をしておきたいのです。

建設省に対しては、大体毎年度二百メートルくらいの補助だと思うのですが、これをもうちょっとスピードを上げていただいて、たとえば三百メートルとか四百メートルとか、こういうスピードアップはできないのかということが一つ、これは建設省。さつき農林省の方のお答えがあつて、農道ということになると、いろいろ工夫の余地はあるようですが、あるいは県が引き受けてくれる都非常に助かるわけです。

それから、大蔵省はこの所有権だけ持つていて放さない。所有権を早く無償で譲渡したらどうですか。無償で譲渡しない理由は何か特にあるのですか。その所有権が邪魔して、真っすぐつくるものが真っすぐつくれない、こういう問題もあるわけですから、その点どうなのか。大蔵省が無償譲渡できない理由の一つとして、整備が終わつてから無償譲渡してやる、こういうお考えもあるやに聞いていますし、あるいは地籍不明地があるのじやないのか、こういう指摘もあるのですが、その辺含めてお答えいただきたいと思います。

○本山説明員 三浦市におきます軍道につきましては二本ございまして、市道十九号、市道二十一号として昭和四十九年に認定しております。現在、市道二十一号の約一キロにつきましては整備済みでございますが、市道十九号につきましては、ただいまお話をございましたように五キロ七百につきましては未整備でございます。昭和五十三年度よりそのうち急がれる分につきまして、一キロ百四十メーターにつきましては、国庫補助事

業として採択しております。五十六年には三十三百万の事業費で事業を進めますが、大体いまのところ、来年の事業にはわかりませんが、五十七年には終わりたいと思っております。その後、その残りの約二キロ四百につきましては、その事

業の進み次第、国庫事業として採択して進めたいと思っております。

現在、軍道につきましては先ほどお話をありましたように、一般にはほとんど国有地でございまして、大体無償貸し付けで受け付けておりまして、その他の拡幅分については用地買収して事業を行つております。

以上でございます。

○高橋説明員 お答えします。

大蔵省が一般に、大蔵省所管の普通財産につきまして道路用地として地方公共団体に無償貸し付けをしようということを決める場合には、その後のことを考えて決めております。すなわち、相手方が道路の整備を終え、道路として供用を開始した後におきまして、譲与申請をしてくれば当然に譲与するということの腹を決めて無償貸し付けの決定をするということです。したがいまして、無償貸し付けをした道路用地につきまして、先方が道路として整備を終え供用を開始した後に譲与の申請をしてきました場合には、当然に譲与をいたします。大蔵省が譲与を惜しんで自分で抱え込んでおるということはございません。

御質問の土地につきましては、大蔵省の出先機関であります関東財務局の横須賀出張所で管理をいたしておりますので、詳細についてはつぶさに譲与の申請がないので、譲与の手続をしていないというこのようでございます。したがいまして、私もどいたしましては、出先機関に、事情調査の上、三浦市とも連絡をしてかかるべく処理をしろということを指示したいと思います。

○市川委員 ちゃんと整備してから譲与するといふのですが、その整備の事業に所有権が陥路になつておるわけですから、その点をぜひ御考慮をいただきたいということと、譲与申請を取り下げたときに、問題があるやにも聞いておりますが、どうぞ十分な配慮をいただきたいと思います。

きょうは、問題によつては大分御配慮のある御回答もいたいたのですが、個々の問題について、御要望した点を含めてぜひこれから留意をさせてやついただきたいと思います。

質問を終わります。

○江藤委員長 角屋堅次郎君。

○角屋委員 同僚議員の質問に引き続きまして私は、今回政府から提案されております農林水産省設置法の一部改正の問題に関連をいたしまして御質問を申し上げたいと思います。

きょうは、農林水産大臣初め農林水産省関係の政府委員以外に、臨時行政調査会の関係、科学技術庁関係あるいは人事院関係、それぞれ政府委員からも、今回政府から提案されております農林水産省設置法の一部改正の問題に関連をいたしました御質問を申し上げたいと思います。

まことに、大蔵省設置法の一部改正の問題に關する御質問を申し上げたいと思います。

まことに、大蔵省設置法の一部改正の問題に關する御質問を申し上げたいと思います。

それは別といたしまして、私もかつて農林水産省に籍を置いた関係もございまして、本年四月七日に百周年を迎えるということは感慨もございますが、御案内どおり、農林水産省のそもそもその発足は明治十四年四月七日、当時農商務省として発足をする。そして大正十四年の四月に、これは高橋是清農商務大臣の裁断というふうに言われて高橋是清農商務大臣の裁断といふことに言われてあります。そこで初めて農林省と商工省に分かれて独自の官庁としてスタートする。大東亜戦争の激しい段階で、昭和十八年の十一月に再び農商省になる。終戦直後の二十年の八月に再び農林省に返る。そして昭和五十三年の七月に農林水産省のタイトルで今日あるわけでございます。恐らく農林水産省の百年を迎えるときの現役の大臣としては、明治、大正、昭和の農政の非常に激動のあつた変遷を顧みて大臣自身も感慨ひとしおのものがあるだろうと思います。ことにことしの場合には、国際的に見ましても国内的に見ましても、農政のかじ取りとしては大変むずかしい時期に直面をとおるわけでありまして、われわれの大臣に期待する点もきわめて大きいわけあります。

そこで、まず大臣から基本的な考え方として農政の問題でお伺いしたいのであります。御案内のとおり、本委員会でも議論されておりますように、昨年の春にこれから日本の農政の重要な柱として、バックボーンとして、国会で衆参両院とも食糧自給力の強化に関する決議というのをやつたわけであります。これはやはり今後の農政の一つのバックボーンであろうと思っております。スタート以来相当の期間たっておりますけれども、龜岡農政としては、農政の基本をどこに置いて農政の展開をやられようとしておるのか、その辺のところをまず大臣からお伺いしたいと思います。

○龜岡國務大臣

</

も、調査会の議論によりまして、できれば部会構成その他につきましても決定の運びになるのではなかろうか、このように推測をいたしております。

○佐々木政府委員　これにつきましては、先生御承知のとおり、臨時行政調査会設置法の中には、第二条に「調査会は、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。」という規定がござります。行政に特段の限定はございません。しかしながら憲法九十二条に、地方自治につきましては、「地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」このようないくつかの規定がございます。一応そのような趣旨を受けまして、実は過日衆議院予算審査委員会に於ける御質問によつて、この問題がおもてに取り上げられました。

員会の第一分科会で御議論がございまして、政府
といたしましての統一見解を委員会の席でもつて
おどもどこしておられます。

お答えをいたしております

題、こうしたものにつきましても、その減量化をいろいろと検討してまいり、このようなことになります。

い決意を表明されておるわけでありますか
来の報道によると、総理が各省に八%から一〇%
の補助金削減というのを自主的に作成するよう
言われたとかいうことでありますけれども、こう
いった各省一律主義ということでは、行政全般の
中での選択肢あるいは重要性というものから見
て、基本的に問題になるだろうというふうに思い
ますし、ことに非常に困難な情勢の中でこれから
農林水産行政を進めるという立場からいたしま
と、他省とのつき合いという形でこの問題の答
を求められるということは、きわめて問題である
と思うわけであります。そういった点について
て亀岡大臣としてはどういうふうに取り組まれ

○亀岡国務大臣 総理から各省八ないし一〇%の
整理をするようなどいうような話は、私は全く聞
いたこともありませんし、指示を受けたこともござ
いません。

○角屋委員 われわれは、第二臨調がこれから取り上げる中間答申に向けての取り組みあるいは二年間の期間中における中長期の展望に立った行財政改革、こういう問題については、今日の諸般の情勢あるいは国民のこういう問題に対する期待その他から見て、これは当面の政治的課題の重要な一つであるという認識はもちろん持っているわけですが、さしあれども、だからといって、いわば財界主導型という形でこの問題が土光さんを中心進められるということがあつてはいけない。やはり行政改革というものは、中長期の展望に立って、現実に即した適切な改革が当然提示されなければならぬというふうに思つておるわけであります。

そこで、亀岡農林水産大臣にお伺いしたいわけですが、中間答申に向けて盛んに補助金整理事というような問題が出てまいりまして、総理も改革については政治生命をかけるという強

題、こうしたものにつきましても、その減量化いろいろと検討してまいる、このようなことになりますかと考えております。

そういう感じを述べておられるようございまして、しかし、先ほど行管から説明がありましたような線で、鈴木内閣としては歳出の削減をし、そして予算編成をする、機構整理をして来年度の予算を編成をする、こういう方針を決めておるわけござりますので、内閣として、私どもも省を挙げて協力をしていくなければならないという決意を持っておる次第でございます。いま角屋委員からも御指摘のありましたとおり、農林関係はいろいろな面で財界からの提言あるいは賢人の提言、何々の提言といったように厳しい批判を受けて、しかも過保護であるとかいろいろなことを言われる中で、食糧の供給を黙々として続けてきておるわけでありますし、適宜適切な輸入によって本当に食糧に対応して国民に心配をかけたことのないような体制をつくつてきておる農林水産省といふ自負もあるわけでございます。特に私は食事を

れてきておる、こう言つても過言ではないと思うわけでござります。したがいまして、先ほども講論のありましたどおり、土地改良、農業基盤の整備等はまだまだやらなければならぬところが非常によく残つておる。農村の環境整備も進んでおらぬといふような、そういう中で、しかも農業の近代化あるいは生産性の向上の立場から見た規模拡大の推進というような点もこれからである。しかも去年国会から食糧自給力強化の決議をちょうどだいをしておる。これによつてこれから十年間の長期見通しを立て、「八〇年代の農政の基本方針」を答申をいただいて、これからだ、こういうことで全国農民にも厳しいこの国際情勢の中で、

その他においても、そういう意見がそれぞれの問

つたような厳しい要請を農家の方々に示して協力をいただいておるという、こういうさなかに、しかも林省百年目というときに、この厳しい行政改革と断行しなければならないなどうわけでござ

そういうふうな点で、農林水産省のトップの責任者として出されてくるいろいろな問題、あるいはみずから検討して提示していく問題等も含め

私としては、少なくとも五十六年度の事業費をどう
んなことをしても下つてはいけないなどいうよう
な感じがいたすわけでございます。そんな器用な
ことができるかという御疑問を持たれる方がおる
かと思ひますけれども、そういう点にいろいろな
知恵を出せないものどうかといふことで、省内
で鋭意検討をいたしておるところでございます。
したがいまして、私はもう過保護というのほ

大変広い農林水産行政の中の一部分をとらえてみれば、あるいは過保護になつておるということとかあるかもしませんけれども、農政全般としては非常に厳しい中から生産者、消費者の要請にこたえて農政を推進しておるという確信も持つておるわけでございます。したがいまして、やはり農家の協力も理解も得られるような筋の通つた第二臨調の中間答申がなされるもの、こう確信をいたしました。

○角屋委員 これから行われていく臨調を中心とした行革に対する各省対応、こういう点で御案内しておきたい。労働界

にも対応の組織ができたりあるいは農林漁業団体でも対応の組織ができたり、いろいろこれからの方策については、単に島間を中心とした連絡の整備

備、各省の対応ばかりでなしに、そういうふうな姿でこれから議論が展開をされていく。私はその際も、たとえば中曾根行政管理室長自らが、今度は

これは当面の緊急の政治課題だから、各省にも、これは大臣じゃなしにいわゆる各省の官僚陣に、余り有無を言わせぬといったような考え方だ、私

は民主社会において少しくいかがかだと思うのですね。最終的にどういうふうにやるかはもちろん内閣の政治判断ということであろうと思うのですけれども、やはり省内においてあるいは団体関係者なども、やはり省内においてもあるいは団体関係

その他においても、そういう意見がそれそれ問題について真剣に議論が行われるということは、民主社会において当然だと私は思うのです。そういうふうな点で、農林水産省のトップの責任者として出されてくるいろいろな問題、あるいはみずから検討して提示していく問題等も含めて、やはり議論は議論として十分やる、そしてどういうふうに最終的にするかというところはやはり決断を要するだらうというふうに私は筋道として考えるのですけれども、大臣はこれから行革問題に対する取り組みの姿勢についてどう考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○亀岡国務大臣 どんないい発想でありますとも、これが行政の路線に乗って、一つの法案あるいは予算という形になつてまいりますためには、これはもう大臣が一人で幾らじたばたしてみてもら、官僚諸君の協力なしには、これは私の経験からすれば一步も進まない。私自身、もう建設大臣をやってみしましたときもしみじみとそういうことを感じておるわけでございます。知恵も持つております。発想も、とにかく日本の世の中ではどちらかという頭のいい人が集まつておるわけですから、やはりそういう人の力、能力を十分に發揮してもらうという姿勢を私は就任以来強く主張をしておるわけであります。そしてそういう諸君が本当に國家公務員として後顧の憂えなく思う存分活動してもらうことのできるよう環境をつくるのが、大臣の一番先の仕事だということも、私はもう一番先に、総理から任命を受けたときに、テレビを通じて公約もいたしておるわけであります。したがいまして、今回もそういう意味において、もう本当にお互いに裸になつて、そうして日本将来のため、日本の二十一世紀へ向かっての農政の基本をたまたま創立百年目の今日策いていくんだという立場でひとつ仕事に協力してほしい、こういう呼びかけをいたしておるわけでござります。したがいまして、農業団体でいろいろそんなどいう自分たちの自衛体制と申しますか、そういうものをつくりになる。総理も心配されまし

通った答申を出していただければ、筋が通らぬとなるとなかなか容易じゃありませんですねという話を申し上げたわけでござります。もう私らよりもよく事情を知つておられる総理でありますから、そういうわけだ、こういうことであつたわけでございます。したがいまして、臨調の委員の皆さん方には、声を大にしてやはりるべき姿、その実態というものを機会あるごとにお耳に達するよう方へ主張し続けておるというのが私の姿勢でござります。

○角屋委員 臨調の佐々木さんは方はこれで結構でございます。

次に、科学技術振興の若干の問題についてお聞きをしたいと思います。

ことしの科学技術振興費等の予算を見てまいり
ますと、总额こへたしまして五千五百十五億七千

八百万円、そのうちで科学技術振興費プロパーと

いうことになりますと三千七百四十七億六千五百
万円、これが科学技術庁初め各省にそれぞれ配分

をされて経済大国ナンバーワンと言われる日本の平和的な科学技術の振興がなされていく、そう、ハ

う姿になるわけです。

そこで、科学技術庁の方にお伺いをしたいのですが、今日の科学技術政策というものの基

本的な方針といいますか、そういうものについて若干即答を頼ります。

○国山政府委員 お答えいたします。

先生御案内のように、わが国はエネルギー資源を初めといたしまして、鉱工業資源等が非常に乏

しい国でござりますので、このわが国が今後とも
諸者の安寧成長を維持いたしまして、国民生活の

経済の安定成長を維持しながら、一国民生活の質の向上を着実に図っていきますためには、科学

技術立国以外になしという御認識が各方面で非常に強く出ているところでございます。このため、

いま先生御質問の科学技術政策の基本的な考え方
ということでございますが、かねてからわが国の

科学技術振興に関して、御指摘のように、戦

の反省いたしまして、わが国独自の技術といふものを育てていかなければならぬということがあるのでござります。このために、政府といたしましては、科学技術振興の基本的な課題としたわけござりますけれども、これに対する一種の反省いたしまして、わが国独自の技術といふものを育てていかなければならぬということがあるのでござります。このために、政府といたしましては、一つは研究開発投資を拡大していくこと、二つは研究開発投資を拡大していくこと、三つは、科学技術振興の基本的な課題としたままにして、先ほど申し上げましたわが国独自のいわゆる自主技術といふものをもつと育てていかなければならぬ。そういたしまして、このわが国の技術といふものをもつと、国際協力につきまして、積極的な展開を図っていかなければならぬ、こういったことがかねてから大きな課題としてあるわけでござります。

それから、そういうことで設立され、任務が定まつた場合に運用の方法でございますが、これは試験場とか研究所とかということではなくて、農業研究センターという形で組織をするということは、従来の研究機関は、その特定の研究機関にかわる研究をそこだけで完結するということでございますが、このセンターにつきましては、各機関いろいろと協力を得て広くやつていいこう。これは国のみならず県あるいは大学、民間等も含めまして広く共同研究的な特色を持たせたい、こういうことで農業研究センターという名称をつけさせていただきたいと思っておる次第でございます。

○角屋委員 試験研究機関でございますから、プロジェクトの編成等もやりながらいろいろな研究を進めるということになるわけでございますが、昭和五十二年から昭和五十六年までのプロジェクト研究の一覧という資料を見てまいりますと、特別研究あるいは一般別枠研究、大型別枠研究といふことは長いものになれば十年というふうな形で継続して今日までなされておりまして、昭和五十六年の場合は新規のテーマとして七つ、従来からの継続で二十二課題、これが特別研究、それから一般別枠研究として新規のものが一つ、継続のものが四課題、それから大型別枠研究として、新規に生じた資源の効率的利用技術の開発に関する総合研究がことしから十年間で、いわゆるバイオマス変換計画ということになるわけですが、こういうふうに特別研究、一般別枠研究、大型別枠研究等の形でたくさんのテーマでやられているわけであります。

こういう研究の推進体制、あるいはこれを進めていく組織体制というものが十分こういうものに対応できるような条件にあるのか。あるいは大型プロジェクトにいろいろ取り組んでいるわけでありますけれども、従来の取り組みの経過等について若干説明を願いたい、こう思います。

○川嶋政府委員 現在の農林水産関係の試験研究機関は、農業関係が二十、林業が一つ、水産が九

つということで、国の関係は三十ござります。私どもは国の試験研究機関を中心いろいろなプロジェクトを編成をし、推進をしているわけでございますが、組織の問題は、どう分類をいたしまして必ずしもそのときその事業に十分マッチしたしませんので、ある程度大まかな組織をつくっているわけでございます。そういう三十の組織をつくっているわけでございますが、その実情に非常に合わなくなつてしまりますと、ある時点ではそれを修正しながら進めていくというのを基準にしておりまして、今回、先ほど御説明申し上げましたような趣旨で、試験研究機関の体制を編成し直しまして、現代の体制に合うような形に再編をしたわけでございます。それの趣旨は、いろいろ専門にまたがる部門につきまして総合的な問題を推進していくこうということでございます。

そういうことからいたしまして、プロジェクト研究で、いろいろな研究機関にまたがって総合的な研究をしているものうち、特にこのセンターで推進が強力に期待されるものといたしましては、水田利用の再編の問題ですとか、あるいは土地利用に絡まるもろもろのプロジェクト研究、こういったようなものはかなり強力に推進できるのではないかというふうに考えているわけでございます。

また、今回先ほど大臣からも御説明申し上げましたように、技術会議事務局の組織も改編をいたしましたして、従来のやり方ではどうしてもそういう総合的なものが十分推進できないという関係もありますから、研究開発課の新設ですか、あるいは長期的な調査を十分やって、そういうプロジェクト研究を進める場合の基本的な目標といったようなものを十分やっていこうとかいろいろ工夫しているわけであります。

そういうことで、プロジェクト研究というのはどうしてもあるものを基準にしながら、なおかつその基準では十分達成できないという両面を持つておるわけであります。そこで、基本的な面を逐次組織再編をいたしてあります。

そういうことで、プロジェクト研究というのはどうしてもあるものを基準にしながら、なつかつたものを十分やっていこうとかいろいろ工夫しているわけであります。開かれた研究体制ということも言われておるところとも協力をして、農林水産省のプロジェクトの研究というふうに考えております。その場合には、単に農林水産省のプロジェクトの研究というふうに、民間あるいは大学、そういうところとも協力をしながら有効な目標達成のための推進体制と

的な柔軟な運営を図つていきたいということです。

○鷲岡國務大臣 角屋委員御指摘のように、将来の食糧、資源エネルギーの問題に対処してまいりますために、農林水産省としても、ここ数年来多数の研究機関が共同して取り組む幾つかの大型進を図ると同時に、研究機関でも十分それに対応した研究を進めていかれるよう、そういう方向で努力をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕 ○角屋委員 プロジェクト研究は、テーマの選択あるいはそれに取り組む組織体制、研究体制、こういったものが十分セツトしていかなければならぬと思いますが、私は必ずしも大型研究を中心とした研究ばかりではありませんけれども、昭和五十三年度の場合は、農林水産業における自然エネルギーの効率的利用技術に関する総合研究に取り組む。あるいは五十四年度の場合は、転換畑を中心とする高度耕作技術の確立に関する総合的研究に取り組む。五十五年度には近海漁業資源の家魚化システムの開発に関する総合研究、これはマリーンランチング計画と言っておりますが、それを取り組む。ことしの場合は、注目をされおります生物資源の効率的利用技術の開発に関する総合研究、これは十年間でバイオマス変換計画といふことで取り組んでいくことになつてゐるわけであります。将来の食糧とかあるいは資源問題というものを考えてまいります場合には、もちろん基礎研究というものは各般にまたがると思われるわけであります。将来の食糧とかあるいは資源問題というものを考えてまいります場合には、

○鷲岡國務大臣 私は、立法院の一員として二年近く仕事をさせていただいておりまして、私どものつくった法律は、やはり守られる法律でなければならぬ、いろいろやみでありますとか配給券がどうなつてているのかといつたような、法律に定められたことがきちんと行われていないということに対して、一人の政治家としてこれはぜひその立場に立つた際には、少なくともそこだけでも改善しなければ責任を持つて行政をやるなんと言えたものじやない、そんな気持ちを実はかねがね持つておつたわけでございます。したがいまして、農林水産省に参りまして、米価審議会を経験をし、また農政審議会等の御議論等も承りながら、やはり食管制度は最小限、大方の合意を得られるような点は改善をしていこうといふことと、もう一つは、あの法律そのものが米の非常に不足の時代にできた立法でありまして、今日のよう需給のバランスが崩れて非常に過剰を生じておるといつたようなとき、需給のバランスがうまくと

れておるとき、いかような対応にも弾力的に運用の御見解を承りたいと思います。

のできる食管法というふうにしておくべきではないか。特に、昨年冷害を経験いたしまして、あのよな冷害でも食糧の問題については何らの不安もなかつた。と同時に、第一次石油ショックとのときにもちり紙等についてはパニック的な状況も見られたわけでありましたけれども、食糧については、事米につきましてはほとんど動搖がなかつた。これはやはり食管のせいである。したがつて、この食管の制度をきちんととして、生産者並びに消費者の信頼を受ける食糧管理制度といふものを作り立てるためにも、守られる食管法にすべきである、こういう立場で、実は各界のいろいろの御議論、御検討もちょうどいたしまして、そして一応の案を作成いたしましたので、党ともよく相談しまして提案をさせていただいた、こういうことでござります。

○角屋委員 食糧管理法の一部改正の問題は、われわれの党の立場から言いますれば、今回の政府

提案に対し、対案として党自身の食糧管理制度の一部改正を出す、私も党の農林基本政策委員長の立場もございまして、そういうことを寄り寄り準備をいたしております。いすれこれ

は該当委員会で十分論議がなされるということです、この程度にいたします。

○総合食糧自給力の観点から、かねて該当委員会ではえさ米の問題が盛んに議論として出ておるわ

けであります。えさ米の試験研究あるいはこれらの実践ということに農林水産省としてもと取り組むべきであるというふうに考えておりますが、これらの点についていかがでござりますか。

○遠邊(五)政府委員 えさ米の問題でござりますが、現在えさ米自体についての評価としまして、将来の農業の方向といたしまして水田がそのまま活用できる、あるいはこれが飼料用穀物として評価されるならば、それだけ自給度の向上に役立つ、あるいは不足の場合には、これが主食たる米は事実だろうと思いますが、現状におきまして、やはりこれを本格的に実施するといいますと、三

点ばかり問題がございます。

一つは、技術的な問題といたしまして、現状における品種の改良等からいしまして、超多収穫のものが安定的に得られるところに至つておりません。まだ技術の開発を要するという点がございます。

第二番目に、やはり食管制度の主食との識別性の取り扱いについて、かなり十分な仕組みがないと峻別できないという問題がございます。

第三点としまして、収益性の点におきまして、主食と非常に大きな格差があるというような問題がございます。そうしたことから、本格的な生産を見込むことは、現状において私どもとしてはできないと思いますが、先ほど申し上げましたよう

ことで、五十六年度予算におきましても、超多収穫品種につきまして、技術会議を中心いたしまして、これからえさ米なりについて新種の開発とこれを安定化させることが第一だらう、多少時間がかかるなどすべき重要な課題と考えておる

わけであります。

○角屋委員 えさ米問題は、農林水産省は率直に言つて及び腰の状態にある。しかし、これは生産者団体側でも積極的に取り組もう、あるいは農民組合関係でも積極的に取り組もうという姿勢でありますし、またわれわれの党といたしましても、

今日、膨大なえさを海外に依存しておるという状態から脱却するためには、一つの重要な項目として、えさ米を取り上げていくことが必要であると考えておりますので、今後及び腰でなくして、飼料

全体の立場からも積極的に取り組むようお願いいたしたいと思うのです。

そこで、こういう試験研究機関でいろいろな研究をやってまいりますと、当然のこととして特許法で言われておるような発明ということが出でます。こういう発明というのは、勤務発明あるいは職務発明等に対する補償金支払い要領「第五十五特種七三七号」というのが昭和五十五年七月二十日

四日でありますし、また「農林水産省職務發明規程」というのがございまして、これは昭和五

十一年十二月二十三日、農林省訓令第二十六号と

いうことで出ておるわけであります。要するに、試験研究機関で勤務あるいは職務に基づいて発明がなされる、そういう発明を直接実施をした者に

対してお金が出ることになつておるわけですが、近い特許の件数あるいは支払い者数、支払い金額といったものについて御説明を願いたいと思いま

す。

○川嶋政府委員 農林水産省の試験研究機関におきまして、研究成果を工業所有権ということで、

先ほど先生御指摘のいろいろな決まりによりまして、実施している者につきまして、まず最近といふことで五十年から五十五年度までを取り上げま

す。なお、これに伴います國の歳入は三千八百八十

万円でござります。

○角屋委員 これはこれとして運用しておるわけ

であります。内閣委員会でおいでになる前に、登録件数は二十七件であります。それから支払い者は三十二人でございます。実施補償金の支払い金額は二百九十四万円でござります。

なお、これに伴います國の歳入は三千八百八十

万円でござります。

○角屋委員 これはこれとして運用しておるわけ

であります。内閣委員会でおいでになる前に、登録件数は二十七件であります。それから支払い

者は三十二人でございます。実施補償金の支払い金額は二百九十四万円でござります。

なお、これに伴います國の歳入は三千八百八十

万円でござります。

ができますが、そこで十分研究できるほかに、各

方面で十分利用する、これは研究の相互の前進あ

るいは我が国全般の試験研究の推進にとって大き

めて有益であるということについては全くそのとおりであろうかと思ひますので、この筑波に集中

したのを機会に、五十六年度からいま御指摘の流動研究員という制度がかねてあるわけですが、すけれども、これは各地に分散をしておりま

すが、今回、そういう事情で五十六年度から大幅に拡充をいたしまして、この仕組みを生かしてま

りたいというふうに考えておるわけでございま

す。

また、今までそういうことを余りやつておりますので、いろいろ共同で研究をするという場合に、施設の管理運営その他いろいろ決めなければいけないことがありますので、そういうた

めも十分整備をいたしまして、積極的な共同研究等を進めてまいりたいと思っておるわけでございま

すが、特に今回、先ほど御説明申し上げましたよ

う農業研究センタの設置の趣旨というのもそこに一つ大きなメリットを生かしていく、こうとい

うように考へておるわけでござりますので、一層

そういった点については努力をしてまいりたいと

いうように考へておるわけでござります。

○角屋委員 次に筑波研究学園都市移転手当の問題について若干お伺いをいたしたい。

これは御承知のように、筑波研究学園都市の構想ができ上がりまして、昭和四十六年から異動が開始され、おおむね十年の予定ということで、今

日、現地に行かれた方は、御案内のとおりのよう

なりつけば研究学園都市ができ上がつたわけであります。それを円滑に推進するために筑波研究学園都市移転手当というのを支給されることになりました。

この移転手当の支給の現状は、筑波地区への移転に伴つて異動した職員、これは8%の異動手当

が支給される、筑波地区へ他機関から異動した職員、これにも同じように異動手当が支給される、

筑波地区への移転後採用された職員のうちでは、行(一)四等級以上の職員には3%の移転手当が支給される、行(一)の五等級以下の職員には支払われない、研究職の三等級以上の職員には8%の移転手当が支給される。行(二)の全職員に対しては支払われない、こういった状況になつておるようには理解をしているわけです。

いずれにしても、筑波地区へ異動していく職員、他機関から異動した職員、これは異動手当が支給のものと非支給のものに分かれるという形であります。筑波地区へ移転をした後採用された職員については、いま言つたような3%支給、8%支給のものもあつたようだといふべきであります。

そこで、これは今年の十二月で期限切れになるということ、優秀な研究職員の確保の観点から、私どもの方にも筑波学園都市の各省直轄研究所長連絡協議会というのがございまして、代表幹事の大平さんの方から「筑波研究学園都市移転手当に関する緊急要望書」というのが出ておりました。これは科学技術庁にも出ておりましたようで、科学技術庁を通じて人事院にも行つてあるんじゃないかと思ひます。

この要望書の趣旨は、時間の関係上細かくは読みませんけれども、「これまでの限時的な性格の手当を改め、従来の筑波研究学園都市移転手当を下回らない率の手当を全職員を対象に、恒久的に支給できるよう制度化されたい。」ということに要望のウエートがあるかと思うのでありますけれども、それがさらに検討をする場合においては延長してもらいたい。今年の十二月十四日で一応支給対象の期限が来るということになつておる思ひますけれども、御答弁を願いたいと思います。

○國山政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、直研連と言つておりますところからの要望書、緊急要望書ということでお思ひますけれども、御答弁を願いたいと思います。昨年の十月でございましたか、いただいておりま

す。科学技術庁といつしましては、この問題、非常に大きな問題であろうということを考えております。人事院総裁に対しまして私どもの長官から昨年七月に前広にお願いをいたしたところでござりますし、またその際、いわゆる8%の、先生御指摘の今年末という問題と、それからいわゆる権衡職員というものに対しましての期限を一昨年延ばしていただきましたが、昨年末ということでおござります。あわせてお願いいたしまして、権衡職員につきましては一年延長していただいているところでございます。

今年度につきましても、関係機関の意見等十分踏まえまして人事院に対してお願いをしなければならないかと思つておるところでございます。

○角屋委員 これは人事院の方で八月に給与勧告の時期が来るわけであります。その時期にこの問題についても勧告を出されるのか、あるいは若干検討の経緯があつて少し、十二月十四日までですから、おくれて勧告されるのか、それはわかりませんけれども、こういった現地側の強い要望やあるいは当初のプランよりも移転がやはり断続的におこれてきておるといったような状況もあるわけありますが、この筑波研究学園都市移転手当という問題の恒久化あるいは期限の延長といつたような形の要望に對して、どういうふうにこれから対応されようとしておるのか、お考えを承りたいと思います。

○長橋政府委員 お答えを申し上げます。

筑波研究学園都市移転手当 ことしの夏に向けてどういう対応をするのかというお尋ねでございますが、御指摘のように、四十六年にこの手当を創設いたしましたときは、昭和五十年に一応移転は完了するという予定で設けられた手当でございまして、したがいまして、その改廃の措置について十年内に人事院は勧告するということが規定されております。そのように承知しております。

御指摘のよう、当初五十年までに移転が完了するという予定でございましたが、大変それ込みまして、一部の機関はことしの十二月に移転す

る。統合移転する機関もござりますし、そういう事情は十分考えなければならないと思っておりまして、人事院総裁に対しまして私どもの長官から昨年七月に前広にお願いをいたしたところでござりますし、またその際、いわゆる8%の、先生御指摘の今年末という問題と、それからいわゆる権衡職員というものに対しましての期限を一昨年延ばしていただきましたが、昨年末ということでおござります。あわせてお願いいたしまして、権衡職員につきましては一年延長していただいているところでございます。

それから、これは移転のおくれに伴いまして、当該地区的施設の整備の進捗状況、これもやはりござります。あわせてお願いいたしまして、権衡職員につきましては一年延長していただいているところでございます。

○角屋委員 この問題は現地側の試験研究機関関係ではきわめてやはり切実な、しかも真剣な要望の問題でございまして、人事院としても前向きに誠意を持って対応してもらいたいというふうに私はお願いをしておきたいと思います。

そこで、科学技術庁に再びお伺いをしたいのですが、御案内のとおり、筑波学園都市の谷田部地区の場所で国際科学技術博覧会が行われることになつておるわけで、いま準備が着々進んでおるわけであります。これはテーマとしては、日本語で言えば「居住と環境・暮らしと科学技術」ということで、開催の時期は六十年の三月十七日から九月十六日まで百八十日間を予定をし、入っていただく入場者については二千万人を期待するということことで準備が進んでおるわけであります。

これは本来は全体的な計画に基づいて財團法人国際科学技術博覧会協会、いま土光さんが会長かと思ひますけれども、そこが実際に推進の中心になつてやつておられると思うのであります。この国際科学技術博覧会の今日までの準備や、これから開催に向けての段取りについて、科学技術

御質問の国際科学技術博覧会でございますが、テーマその他ただいま先生御指摘のとおりでございまして、準備の状況といたしましては、一つは、これは国際博覧会案約に基づく国際博覧会でござりますので、国際的な準備が必要でございま

す。このために一昨年の十一月に開催希望通告をいたしまして、その後案約に定められました各種の手続を進めまして、先月、三月二十六日にこれが確定いたしております。現在最終的な登録の運びになっておるところでございまして、昨日パリにありますB.I.E.と書いておりますが、博覧会国際事務局の執行委員会がございまして、ここに登録の準備手続をいたしまして、これが了承されまして、来週二十二日の総会に登録される予定でございます。

それから、国内の準備状況でございますが、先生御指摘の博覧会協会、これを昨年三月に設立いたしまして準備に当たつていただいておるわけでございますが、谷田部地区に昨年十二月場所を決定いたしまして、現在この博覧会協会におきまして準備に当たつて、現在この場所を決まりました。基本構想でござりますとか会場計画等を策定中でございます。大体基本構想につきましては、ことしの一月、原案が公表されました。五月ごろに策定をしたいということで進めております。この全体の会場計画は協会が作成いたしますけれども、その一番中心になります政府出展というのことを中心になりますが、五月ごろに策定をしたいということで進めております。この会場計画は協会が作成いたしますけれども、その一番中心になります政府出展というのことを中心になりますが、五月ごろに策定をしたいということで進めております。

この会場計画は協会が作成いたしますけれども、その一番中心になります政府出展というのことを中心になりますが、五月ごろに策定をしたいということで進めております。この会場計画は協会が作成いたしますけれども、その一番中心になります政府出展というのことを中心になりますが、五月ごろに策定をしたいということで進めております。

一番問題がござりますのは、御指摘の二千万人に対する輸送対策でござります。これにつきましては、協会が関係各省庁にお願いいたしました。

一一番問題がござりますのは、御指摘の二千万人に対する輸送対策でござります。これにつきましては、協会が関係各省庁にお願いいたしました。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

なお今国会におきまして、この国際科学技術博覧会の準備、運営のための特別措置法をお認めいたしまして、去る十日に参議院で可決していただいたところでございます。

なお、今年度の予算をいたしましては、科学技術庁、通産省、国土厅等合わせまして合計約七億六千万ということがあります。

今後の国際的な問題といたしましては、先ほど

申し上げました四月二十二日の登録が終わりますと、各国に対しまして出展参加の招請をいたす段階になつておるところでござります。

○角屋委員 この科学博覧会に対し農林水産省の対応というのはいかがでござりますか。

○川嶋政府委員 筑波の科学博覧会につきましては、先ほどからいろいろ御説明があつたような次第でございまして、そのテーマも私どもと大変関係が深いということで、わが國の農林水産業の技術開発の発展に大変刺激を与えるものと私どもも積極的にこれに協力参加をしてまいりたいと思っておるわけでございます。

なお、この準備につきましては、ただいま御説明がありましたよろいろ計画を進めていけるところでござりますので、それを踏まえて対応してまいりたいと思っておるわけでございます。私どもどいたしましては、筑波の団地に内外から多數の方々が来訪されるということでござりますので、その具体的な対応については、現地の研究機関と目下検討を進めている段階でございます。

○角屋委員 これで最後にいたしたいと思いま

大臣にお伺いをいたしたいのですが、私はたまたま「農林水産省広報」ことの三月号に「随筆 筑波学園都市便り(四)草原の中の公務員集団」ということで、別当さんという試験研究機関の管理職の方が書いておられるものを読みました。別当さんは、筑波学園都市のあいりづばな施設、環境、そこへ筑波大学もできており、そこには留学生が約二百人各國から來ておる、またそこでは国際的な会議、シンポジウム、いろいろなものが開かれている、国立の試験研究機関が四十三も集中している筑波学園都市、特に筑波大学に留学生が勉強にきておられるわけあります。されば、いざれそれぞの国の指導者になられる方々だ、そういう点でもっと、留学生ばかりじやありませんけれども、国際交流面ではあの地域の環境に沿つたものを積極的に考えていく必要があるのじゃないかという提言をされておるわけであ

ります。また筑波学園都市には、私も乗馬をやり

ますけれども、農林水産省関係では畜試、家畜衛生試験場、競馬会の美浦トレセン、日本農研の実験牧場、全農の畜産飼料研修所、畜産関連機関がそろつておる、馬もある、だから場合によつては通勤も希望のある者は馬でやつたらどうだ、あるいは乗馬クラブだと馬のレンタルというふうなものも設けてはどうかというふうなことを書かれておるわけですが、それは

ともかくとして、筑波学園都市がりっぱな施設と環境のもとで上がつておる、国際交流の舞台としてもこれが生かされていく、留学生は将来リ

ーダーになつていくのですから、そういう接觸を通じて親日的な立場に立つてもらうことは長い目で見てプラスになる、こういうようなことは官僚的発想じゃなしにもつと創意工夫する必要があるだろうというふうにも思つておるわけであります。

同時に、亀岡大臣に対しては、「二水会の会合の中で大臣自身、あいさつをされておりましたが、私も技術官僚の一人であつたわけですから、技術官というものは非常に重視していかなければならぬ。かつて私は建設大臣をやつたけれども、農林水産省の関係においてもそういう点について工夫をしていきたいというお話をされておつたわがでございますが、これらの問題も含めて、最後に亀岡大臣から御答弁を願いたい、こう思いました。

大臣にお伺いをいたしたいのですが、私はたまたま「農林水産省広報」ことの三月号に

本の経済伸展を見ることができたと思っておりま

す。これは自動車産業にいたしましても、コンピューター産業にいたしましても、あらゆる産業を

見ましても、経営の面あるいはハートウエア、ソ

フトウエアの面において科学技術の果たしてきた役割は非常に大きい。ところがそういう事態にあるにもかかわりませず、かねがね農林水産省というところは、同じ東大を出ましても、農学部を出たばかりに、胸ふくらませて三十年間がんばつたけれども、結局局長になれなかつたと言つてさびしく去つていくということを私はこの目で見、この体で感じておつたわけでございます。し

かるところ、たまたま農林水産大臣を拝命しましたので、すぐにその日のうちに偉い皆さん方に集まつたたいて、どうじやざくばらんに言うけれども、これから行政の活力というものは、いわゆるソフトウエアとハードウエアといいますか、技術と立法措置なり行政の面でそれが融合して渾然一体となつたそこから出てくる活力というものが将来の農林水産行政の発展のために最も必要な、こう思う、したがつて、そういう方向に徐々にでも、一遍にやるとということはなかなかむずかしいだろうけれども、ちょうど百年目でもあるし、ひとつ協力してやつていこうじやないか、こう話しましたところ、皆さんそういう時代であるということで、先ほど申し上げましたように、官房に技術総括審議官というポストができないだけいいテーマを選ぶべく御努力されているところでございます。

○角屋委員 どうも遅くまで御協力ありがとうございました。

以上で終わります。

○江藤委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会する」ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十五分散会

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律
農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十
三号)の一部を次のよう改訂する。

第十七条第一項中「農業技術研究所」を「農業

研究所」に改める。

第十八条の二を削り、第十八条を第十八条の二とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(農業研究センター)

○江藤委員長 先ほど答弁漏れがありましたので、科学技術庁園山計画局長補足説明をお願いいたします。

○園山政府委員 先ほどの御質問に対しまして答弁の機会を失しまして失礼いたしましたが、御質問の五十六年に新設された学術振興調整費の今後の使い方でござりますけれども、これにつきましては、去る三月九日に学術会議の本会議におきましてこの基本方針をお示しいただきました。これは先端的な研究、複数機関の協同、産、官、学の協同あるいは国際協力の推進、あるいは緊急的な研究の対応、あるいは事前事後の評価というようなことを柱にいたします基本方針が決められました。現在学術会議の運営会議におきまして具体的テーマを選定いたしますための委員会を設定いたしました。鋭意検討が進められておるところでございます。今後各省庁等の御意見も伺いながら、できるだけいいテーマを選ぶべく御努力され

ているところでございます。

○江藤委員長 先ほど答弁漏れがありましたので、科学技術庁園山計画局長補足説明をお願いいたします。

○園山政府委員 先ほどの御質問に対しまして答弁の機会を失しまして失礼いたしましたが、御質問の五十六年に新設された学術振興調整費の今後の使い方でござりますけれども、これにつきましては、去る三月九日に学術会議の本会議におきましてこの基本方針をお示しいただきました。これは先端的な研究、複数機関の協同、産、官、学の協同あるいは国際協力の推進、あるいは緊急的な研究の対応、あるいは事前事後の評価というようなことを柱にいたします基本方針が決められました。現在学術会議の運営会議におきまして具体的テーマを選定いたしますための委員会を設定いたしました。鋭意検討が進められておるところでございます。今後各省庁等の御意見も伺いながら、できるだけいいテーマを選ぶべく御努力され

ているところでございます。

○角屋委員 どうも遅くまで御協力ありがとうございました。

以上で終わります。

○江藤委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会する」ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十五分散会

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律
農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十
三号)の一部を次のよう改訂する。

第十七条第一項中「農業技術研究所」を「農業

研究所」に改める。

第十八条の二を削り、第十八条を第十八条の二とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(農業研究センター)

第二類第一号 内閣委員会議録第七号 昭和五十六年四月十六日

二七

第十八条 農業研究センターは、次に掲げる事項を行ふ機関とする。

一 農業に関する多數部門の専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究及び調査

二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習

(農林水産省の本省の他の附属機関の所掌に属するものを除き、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に関するこれらの事項を含む。)

3 農林水産大臣は、農業研究センターの事務を分掌させるため、所要の地に農業研究センターの支所を設けることができる。

農業研究センターの位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林水産省令で定める。

附 則 この法律は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

理由

農業に関する技術上の総合的な試験研究及び調査の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として農業研究センターを設置し、これに伴い農事試験場を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。